

第 4 号

(9月24日)

令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第4号

令和6年9月24日(火曜日)

議事日程 第4号

令和6年9月24日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 高島和男君
 末松直洋君
 増永慎一郎君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 淵上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内 信義君
副知事 亀崎 直隆君
知事公室長 内田 清之君
総務部長 小金丸 健君
企画振興部長 富永 隼行君
理事 阪本 清貴君
理事 府高 隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 小原 雅之君
商工労働部長 上田 哲也君
観光戦略部長 倉光 麻里子さん
農林水産部長 千田 真寿君
土木部長 宮島 哲哉君
会計管理者 川元 敦司君
企業局長 深川 元樹君
病院事業者
管理 平井 宏英君
教育長 白石 伸一君
警察本部長 宮内 彰久君
人事委員会
事務局 城内 智昭君
監査委員 藤井 一恵君

事務局職員出席者

事務局 局長 波村 多門
事務局 次長 兼 総務課長 本田 敦美
議事課 課長 富田 博英
議事課 課長補佐 岡部 康夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、20日に引き続き一般質問を行います。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕(拍手)

○松村秀逸君 皆さん、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・自由民主党・松村秀逸でございます。今回で10回目の質問になります。木村知事になられまして初めての質問でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

そして、今年1月、能登半島におかれましては、大地震で、まだ復旧半ばの中で、先日、また大雨により大水害、また、お亡くなりになられた方、また、行方不明の方がたくさんおられるようございます。お亡くなりになられました皆さんに、まずは御冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い行方不明者の救出を願うところでございます。そして、被害に遭われました皆さん方全てに、お見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。

日本一の健康寿命社会の実現について。

健康寿命の延伸について、また、健康危機に強い県、熊本の確立についてお尋ねいたします。

私は、2年前、蒲島前知事にも健康寿命の延伸について質問いたしました。特に熊本県においては、平均寿命、令和2年、男性は81.91歳、全国9位、女性は88.22歳、全国5位と全国有数の長寿県で、平均寿命は、5年置き統計調査では年々伸びており、当然、医学の発達や一人一人の健康意識の向上により、今後もう少しずつ寿命が延びていくものと思われま。

一方、健康寿命については、統計調査が3年置きであり、令和元年のデータであります。男性72.24歳、全国37位、女性は75.59歳で全国24位であり、平均寿命は全国で上位に位置していますが、健康寿命は、男性は全国平均を下回っており、今後、熊本県としては、この健康寿命を延ば

すことは大変重要であると思います。

熊本県として、人生100年くまもとコンソーシアムを設立し、科学的データ分析を実施し、本県の特徴や課題を共有し、健康づくりの取組に頑張っておられることは承知しております。

また、健康寿命は、一人一人の日々の努力も必要であり、継続することが結果へとつながります。誰もが自由に健康で長生きすることが幸福であることは言うまでもありません。男性で約10年、女性で約13年の間、認知症や何らかの病気などで寝たきり等でおられる時間を少しでも少なくしていくために、今回、木村知事は、日本一の健康長寿社会を目指すとの公約をなされております。知事は、日本一に向けてどのような方法をお考えで、健康寿命の延伸を目指されるのか、具体的な対策をお尋ねいたします。

また、今後起こり得る新たな感染症、健康危機に備え、県がリーダーシップを取って、医療提供体制及び医薬品、ワクチン、医療機器、衛生用品の安定供給体制を確保し、さらに、国産医薬品、ワクチン等の世界への安定供給も展望する健康危機に強い県、熊本を確立したいとお考えのようですが、これが確立されれば、熊本県民としては、充実した医療体制により安心して暮らせることと期待し、私もぜひ後押ししたい気持ちでいっぱいです。

知事のお考えとしての健康危機に強い県、熊本を確立するための具体的な考えを知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 松村議員からお尋ねいただきました。

まず、1点目の健康寿命の延伸についてお答え申し上げます。

本県は、全国有数の長寿県ですが、人生100年

時代を充実させるためには、健康寿命を延伸していくことが重要と考えております。

このため、県では、3月に策定した第5次くまもと21ヘルスプランにおいても、健康寿命の延伸を目標とし、生活習慣病の発症、重症化の予防や社会全体で県民の健康を支え、守る環境づくりを進めております。

具体的には、若いうちからの食生活や運動習慣の改善、健康診断やがん検診受診の推進、歯と口腔の健康づくりなどに取り組むとともに、市町村や健康経営に取り組む企業、そして各種団体などと連携した取組を推進しております。

さらに、私が会長を務めております熊本県健康づくり県民会議において、今年度初めて、新たなスローガンを掲げた健康づくりイベントを開催いたします。このイベントは、2,500を超える健康経営に取り組む企業、団体にも協力を呼びかけまして、広く県民が参加できるセミナーや健康づくりを啓発するブースの出展など、県全体の健康づくりの機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

高齢期に入りますと、健康と要介護の中間に、いわゆるフレイルという状態がありますが、その進行を防ぐために、運動、社会参加、栄養の3つの側面で、予防に早期から取り組むことが重要です。健康で自立した生活を長く続けるために、日常的な身体活動、運動の重要性の啓発、通いの場などの介護予防、低栄養の予防、口腔機能の向上などの取組を包括的に推進しております。

マニフェストに掲げた日本一の健康長寿社会の実現に向け、私が先頭に立って、行政、企業、そして県民が一体となって健康寿命の延伸につながるよう、取組を進めてまいります。

2点目の健康危機に強い県、熊本の確立についてお答え申し上げます。

私は、コロナ禍の令和2年に副知事として熊本に戻り、着任後すぐに、県民の生命と健康を守るため、様々な施策の陣頭指揮に当たりました。医療機関をはじめとする関係者の皆様の御尽力により、医療が広範に機能不全になるような事態は避けられました。

その一方で、想定を超えた急激な感染拡大期には、病床や外来、検査などの医療提供やマスクなど医療物資の供給が迅速に行えないなどの課題も生じました。今後、本県が、議員御指摘の健康危機に強い県となるためには、関係機関と連携した平時からの事前の備えを進め、医療提供体制と医薬品などの安定供給体制を確保することが非常に重要だと痛感したところでございます。

医療提供体制の確保に向けては、現在、医療機関などとの病床の確保や外来対応などでの協定の締結を進めております。今後は、県が中心となって、実効性のある訓練や研修を通じた感染症危機に対応できる人材の育成も進めてまいります。

また、医薬品などの安定供給体制の確保に向けては、国のガイドラインに沿って、供給体制が整うまでに必要となる医療用マスクなどの医療物資の備蓄を進めてまいります。

次に、国産医療品などの世界への安定供給を展望した県内での取組についてお答え申し上げます。

県出資のKMバイオロジクス社では、世界で流行するデング熱に対するワクチンの臨床試験が今行われております。

また、8月に、WHO、世界保健機関がエムボックスの流行に関する緊急事態を宣言いたしました。同社では、熊本大学のワクチン開発研究センターと連携し、その予防に効果のある天然痘ワクチンを、より迅速かつ大量に生産するための研究が進められてきました。

このように、ここ熊本で世界の健康危機から生命と健康を守るための研究開発が行われていることを大変誇らしく思っております。

県としては、これらの熊本の強みを踏まえ、研究者などが集う場であるUXイノベーションハブの整備を進めるなど、県内の大学や企業が進められる研究開発で相互の連携がさらに深まるよう、積極的に支援してまいります。

これらの取組を通して、議員御指摘の健康危機に強い県、熊本の確立を着実に進めてまいります。

以上でございます。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 知事に答弁をいただきましてありがとうございます。

健康寿命の延伸については、県民の健康づくりの機運を盛り上げながら、社会参加、そして日頃の運動、そして栄養の3側面で予防に早期に取り組むことが重要であるということで、習慣づくりを進めていかれるということで、それと、あとは、口腔機能の向上を推進するというようなお話でございました。

また、健康危機に強い県、熊本の確立については、KMバイオ社と熊大との協力によってエムボックス、また、もう一つはデング熱に対するワクチンを熊本から新たに世界に発信すると、そういうことで、今そのデータもいろいろいただきましたけれども、やはり85%の効果が出ているということで、ぜひこれを熊本県から世界に広げていただきたいと。

デング熱、また、このエムボックスも、相当感染力が強いということでございますので、ぜひそれを進めていただくことによって、熊本の安心、安全をつくっていただきたい。そしてまた、医療体制も十分準備していくということでございます。

ので、そういうことによって、熊本市からの安心、安全、熊本づくりを目指していただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移ります。

県民の安心、安全のための地下シェルター設置についてお尋ねいたします。

令和4年2月24日、ロシア軍がウクライナに侵攻を開始し、令和6年9月で2年7か月になります。いまだに終息の可能性はなく、ロシア軍が攻撃すれば3日ともたないだろうと思われた戦争ですが、ウクライナ軍が持ちこたえられています。それも、アメリカやヨーロッパ、NATO加盟国の協力のおかげと、自国の備えとして、国民の命を守るための地下シェルターが豊富に備えられていること、国民の強い国防意識、ウクライナの文化を守る意識、国民のための民主主義を守る意識など、国民の団結があつてこそ2年7か月を戦い続けているものと思われま

す。しかしながら、この間、たくさんの命が奪われ、負傷者、公共施設や病院、礼拝所、文化施設は破壊されており、今後の復興も大変であろうと思います。

そういう中であつて、最近の日本を取り巻く状況は、大変厳しい中にあります。ロシアによる北方領土占拠、北朝鮮の度重なる弾道ミサイルの発射、台湾有事を想定される中、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法は平成16年9月17日に施行され、第148条「都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。」、政令指定都市においては市長とあります。

国民保護法で定める基準に基づき、熊本県は、有事の際に住民を避難させ、または避難住民等の

救援を行うための施設を、あらかじめ指定しなければならないとあります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第35条では、避難施設の基準が示してあります。

1つ、「公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。」。2つ、「避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。」。3つ、「速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。」。4、「火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。」。5、「車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。」。以上5項目によって位置づけてあります。

国民の保護に関する基本指針により、爆風等からの直接の被害を軽減するため、指定権者がコンクリート造り等の堅牢な建築物や地下施設を緊急一時避難施設として指定するよう配慮することになっており、令和3年度から令和7年度を集中取組期間として、消防庁から、各指定権者に対し、緊急一時避難施設の重点的な指定の取組について依頼されているところです。

現在、本県における避難施設の指定状況については、令和6年8月時点で1,808、うち熊本県分は1,484の施設が避難施設として指定されておりますが、指定されている施設は、実際爆風に耐えられる堅牢な施設が何か所あるか、少数ではないかと思われ、早急な対応が必要ではないかと思っております。

他国においては、東西冷戦下、大量破壊兵器による攻撃の恐怖から、地下シェルターが公的、私的にも設置されてきたとのことです。

一方で、日本は、専守防衛を安全保障政策の基本理念に掲げながら、平成16年設立の国民保護法の設立後も、シェルターの普及は、他国に比較して非常に遅れています。専守防衛を突き詰めていけば、最後は、ウクライナと同じように、国民が犠牲となる地上戦を覚悟しなければならないと思います。

日本は、ウクライナのように国境が陸続きでなく、海に囲まれているため、地上戦になれば、簡単に安全な場所へ国外避難することはできないと思います。

そういう中で、自民党のシェルターおよび地下利用促進議員連盟の7月の総会において、シェルターの整備促進に向けた法の制定が重要である旨、プロジェクトチームを設置し、今後関連法案提出を目指す方向で、岸田首相に対し、特定臨時避難施設を整備する自治体への財源支援のほか、政府全体で取組を強化するために、省庁連絡会議の設置等を求める提言書を手渡されました。政府は、提言を受け、内閣危機管理監をトップに、国土交通省や経済産業省、防衛省の各省幹部らでつくる関係府省庁の連絡会議を設置されたところです。

そういう中であって、熊本県としても、今後、大型スポーツ施設、野球場、アリーナ等も、今議員の先生からもいろいろ言われております。そういう検討されるだろうと思いますが、施設等の設計に避難所として地下シェルターの設置を、今後の県民の安心、安全のため、また、国土強靱化推進に合わせて、公共施設の地下に地下シェルターを増やすことを検討するべきと考えます。

国に対して、熊本県民の安心、安全のため、地下シェルターの設置のための地下シェルター予算を要望していくべきと考えますが、知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

国民保護法に基づく避難施設は、武力攻撃事態等において、県民の命を守るための基盤となるものであり、本県においても、市町村と連携し、公共施設を中心に、避難施設の指定を積極的に進めてまいりました。

その結果、弾道ミサイル攻撃による爆風などから直接の被害を軽減するための堅牢な建物や地下施設等の緊急一時避難施設として、本年8月末において、県内において1,126か所の施設を指定しております。人口カバー率も244%となっておりますが、国の目標値である100%を大きく上回っていますが、住民のより迅速な避難のためには、さらなる指定の拡大が必要です。今後も、公共施設に加え、民間施設への働きかけを強化するなど、施設の確保に取り組んでまいります。

しかし、一方で、避難施設の中でも爆風等からの直接の被害を軽減する効果が高いとされる、議員御指摘の地下施設の指定については、人口が多い大都市に比べて、熊本県内に候補となる地下街や地下駐車場などの施設が少ないことから、8月末時点で9か所にとどまっております。今後、本県において、地下施設の指定を増やすためには、新たな公共施設などの整備に併せて地下施設の設置を検討するとともに、費用面で大変高額でありますことから、国の財政面、技術面での支援が必要だと認識しております。

このような中、国は、本年3月に、武力攻撃を想定した避難施設の確保に係る基本的考え方を示し、国の財政支援による地下避難施設を整備する特定臨時避難施設の制度を創設するとともに、緊急一時避難施設の指定促進と充実を図る方針が示されましたが、国の財政支援のある特定臨時避難施設は、離島からの広域避難を行う沖縄の先島諸

島の市町村のみが対象となっております。

一方で、7月には、議員も質問の中で御紹介されました関係府省連絡会議が設置されるなど、今後、全国において、避難施設の確保に向けた取組の推進が図られていくものと大変期待しております。

8月には、全国知事会として、国に対する緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の更なる充実に係る提言を取りまとめまして、全国的な避難施設の確保と整備に向けた財政面、技術面での支援に係る要望を行ったところでございます。

本県としては、地下施設も含めた避難施設の確保の取組を推進する、そのために、全国知事会などを通じて、緊急一時避難施設への財政支援も含めた制度の整備などについて、国に対し要望を行うなど、引き続き、国民保護のさらなる充実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 知事に答弁をいただきました。

全国知事会は、国に対する提言をまとめ、全国的な避難施設の確保、整備に向けて、財政面、技術面の支援を、国に対して要望していくということでございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

今後、県としても、徐々に、地下施設等、財政支援をいただきながら、引き続きこれに取り組んでいくというような答弁だったと思います。ぜひ、県民の安心、安全のためにも——予算の都合でなかなか一遍にいかないというのはよく分かります。公共施設を準備される中で、地下施設をぜひ造っていただきたいと思います。

他国においては、スイスでも100%以上、ほとんどの国が地下施設があるとお聞きしております。また、中国に49年前に私も行くことがありま

したけれども、そのときは、既に中国には地下施設が完璧な状態であったということを知っておりますので、いろんな他国においては、そういう安全のための準備を既にやっておるということでございます。特に日本は遅れておりますので、そういう部分をやはり地方からも訴えていくべきというふうに思います。

昨日も、ロシアからの領空侵犯もして、いろいろあっております。そういう有事にならないことを私も望んでおりますが、なったときのことも考えていただき、今後、ぜひやっていただきたいと思っております。

引き続きまして、熊本都市圏の渋滞解消についてお尋ねをいたします。

木村知事は、マニフェストの中で、渋滞解消を実行するとし、熊本都市圏の交通渋滞の解消、新たな公共交通体系の構築等、マニフェストに掲げられ、就任後、既に行動をされておられますことは、渋滞解消へ向けての強い決意を感じておる次第でございます。

7月18日、熊本県・木村知事、熊本市・大西市長は、熊本都市圏の交通渋滞対策に向けて、初めてトップ会談を県庁で開催されたとのことをご報告しております。熊本県、熊本市の幹部の方々も同席する中で、短期的な対策を年内に具体化し、中長期的な抜本策も方向性も一致したとのこと、大変喜ばしいことであり、特に中長期的な対策では、中九州横断道路、熊本西環状道路と九州縦貫自動車道をつなぐ熊本環状連絡道路の早期事業化を国に要望すること、また、熊本市中心部から高速道路インターチェンジや熊本空港を結ぶ熊本都市圏の3連絡道路、いわゆる10分・20分構想の実現に向けた取組を進めることの申合せができたということで、私も、地元県議として、県、国に対して要望してきた一人として、大変う

れしく思っているところでございます。

知事をはじめ関係部署の方々に、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

熊本市の交通渋滞の現状は、三大都市圏を除き、政令指定都市の中でワースト1位と言われており、主要渋滞箇所は174か所あり、T S M Cが、菊陽町に工場ができ、通勤車両が増え、さらに、熊本市北区、合志、菊陽、大津と、渋滞が加速している状態です。

短期的には、信号制御の見直しや交差点改良などに取り組み、渋滞解消に向けて対策を進められているとのことですが、根本的な解消にはならないのではないかと考えます。

県としても、大津、合志市、熊本市を通る高規格道路、中九州横断道路を一日も早く完成させることが一番と考えておられることは私も承知しておりますし、私も同じ思いでございます。

現在、大津一熊本間は事業化して用地買収等も進められており、今後は、熊本市大鳥居町のジャンクションから下硯川インターチェンジの熊本環状連絡道路の早期事業化を希望するところです。

今年5月23日も、国に対して、県、地元国会議員の先生方、熊本県議会の九州横断道路建設促進議員連盟の先生方と一緒に、私も参加し、要望活動を実施されました。渋滞解消のためには、中九州横断道路の開通と同時に、県とは直接関係ありませんが、熊本市北区の植木バイパスの早期完成が必要であろうと思います。

現在第3工区が事業を実施されておりますが、第1工区においても都市計画決定がなされており、一日も早く事業化を進めていただき、1工区から3工区までの完成こそが、熊本市北の入り口の渋滞解消になります。また、県道大津植木線、北熊本スマートインターチェンジまでにおいても、既に都市計画決定がなされており、一日も早

い改良工事も必要であろうと思います。

中九州横断道路と熊本環状連絡道路の完成、植木バイパスの開通、熊本西環状道路の砂原工区までの開通により、熊本港からの物流の出入りがさらに増えることで、T S M C効果がアップするのではと思います。

T S M Cは、第1工場が今年完成し、2027年には第2工場が完成し、さらに、木村知事は、第3工場も熊本へ誘致依頼をT S M C本社へ要望活動をされました。今後ますます車の通行が多くなると思われます。国策として熊本への進出であり、ぜひ、国に対しても、一日も早い幹線道路完成に向けての支援をお願いするよう要望いたします。

ここで、熊本都市圏の渋滞解消に向けた中長期的な抜本策についてお尋ねいたします。

まず、熊本環状連絡道路の早期事業化に向けた熊本県の取組について、次に、熊本都市圏3連絡道路の早期事業化に向けた国、熊本市との進め方について、この2点を土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) まず、熊本環状連絡道路の早期事業化に向けた県の取組についてお答えします。

熊本環状連絡道路は、中九州横断道路の一部であり、九州縦貫自動車道の熊本北ジャンクションと熊本西環状道路の下硯川インターチェンジを結ぶ約4キロメートルの高規格道路です。

この道路により九州の縦軸と横軸が結ばれ、高速交通ネットワークの連続性が確保されるとともに、熊本環状道路や国道3号植木バイパスとつながることで、熊本都市圏の交通の円滑化や産業の活性化、ひいては新生シリコンアイランド九州の実現に大きく寄与するものと考えています。

中九州横断道路の事業中の区間については、期

成会等と連携し、事業促進に向けた要望活動を行うとともに、特に大津熊本道路では、整備の加速化を図るため、県と合志市による用地の先行取得を行っています。加えて、セミコンテクノパーク周辺地域では、沿線市町と連携し、中九州横断道路と接続して機能する合志インターチェンジアクセス道路や大津植木線の多車線化などの整備を短期集中的に進めております。

熊本環状連絡道路については、計画段階評価及び都市計画決定の手続が完了しており、7月には、知事と県議会議長が、熊本市長とともに、早期事業化に向けた国への要望を行っています。

さらに、中九州横断道路の大津西インターチェンジから下硯川インターチェンジ間については、早期整備を確実なものとするため、熊本市とともに、有料道路事業の導入を国に提案し、これを前提とした計画の検討が進められています。

熊本環状連絡道路の早期事業化に向けては、引き続き、県と地元自治体が積極的に関わっていく姿勢を示すとともに、あらゆる機会を捉えて、本道路の役割や必要性、整備の緊急性を国に訴えてまいります。

次に、熊本都市圏3連絡道路の早期事業化に向けた国、熊本市との進め方についてお答えします。

3連絡道路は、定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークを形成するとともに、喫緊の課題である熊本都市圏の渋滞緩和に大きな効果を発揮するものです。

昨年度、県と熊本市で有識者委員会を設置し、国の計画段階評価に相当する住民参加型の道路計画検討に着手しました。

この道路計画検討とは、住民等の御意見を把握しながら、地域や道路の解決すべき課題を共有し、ルート帯や主な道路構造など、概略計画の決

定に向けて、複数案の比較評価を行うものです。

現在、第2回有識者委員会の開催に向けて、渋滞が産業や観光に及ぼす影響等について調査を行うとともに、住民等への意見聴取方法を検討しており、あわせて、有料道路制度の活用を含む事業手法の検討も行っています。

これらの検討に当たっては、都市部における大規模な道路計画立案のノウハウを有する国の継続的な技術支援が必要不可欠です。

このため、引き続き、国の最大限の協力を得ながら、熊本市と緊密に連携して、主体的に道路計画の検討を進め、熊本都市圏3連絡道路の早期整備につなげてまいります。

今後も、これらの骨格となる幹線道路ネットワークの早期実現に向けて、県議会、県選出国會議員のお力添えをいただきながら、熊本都市圏の渋滞解消に全力で取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 土木部長に答弁をいただきました。ありがとうございます。

中九州横断道路、周辺県道については、用地の先行取得、合志インターチェンジアクセス道路、また、これを進めて今短期で集中的に推進すると。それと、大津植木線においても多車線化の整備を進めているということで、一生懸命頑張っているのはよく私も理解はしております。ただ、何せ、この現状が現状でございますので、よろしく願い申し上げます。

また、あわせて、北区のほうは、熊本市の北区と合志市がつながっております。その辺の植木からの道路の整備も、熊本市の管轄でございますけれども、ぜひ熊本市と連携していただいて、北熊本スマートインターまで、あの道路も大変混雑して、道路改良をぜひ進めていただくよう県からもお願いをしていただきたいと思います。そうすることで、合

志、大津につながっている道路が、流れがよくなるのではないかと思います。あわせて、植木バイパスも一緒でございます。よろしく申し上げます。

それと、3連絡道路についても、国と連携しながら、国のノウハウをいただきながらというお言葉でございました。何せ、都市部でございますから、用地買収、いろんな形で大変だろうと思えますけれども、ルートを早く設定していただき、市民の皆さん方の理解をいただきながら、ぜひ熊本市と連携してやっていただきたい。

知事も実際そういう行動を起こしていただいていますので、十分理解はしておりますが、私からも、ずっと都市高速を訴えてきた一人として、ぜひお願いをしたいと思います。よろしくお申し上げます。

次に、地球温暖化に対応した米の生産振興についてお尋ねをいたします。

今年5月に、食料・農業・農村基本法が一部改正されました。農林水産省は、近く行われる同法に基づく基本計画の改定時には、米政策を大きく見直し、食料安全保障を旗印とする同法を踏まえ、米政策を重視する考えであるようです。

しかしながら、中山間地域をはじめとする農業の担い手不足による農村の弱体化は深刻で、立て直しは急務であると考えます。

木村知事も、担い手の育成の重要性を十分理解され、担い手支援に力を入れるということも承知をしております。

また、農業生産のための原材料費の価格高騰により、農家は大変厳しい状況にあります。今後、国は、農林水産省関係の予算を拡充し、補正予算も含めて、農家が安心して農業を続けていける財源を確保すべきであり、農は国の基なり、生産基盤を守れないで国民に安全な食料を安定供給はで

きない、国の安全保障も成り立たないと考えます。

農林水産省は、主食用米の需給状況を表す指標となる今年6月末時点の民間在庫量が156万トンとなり、統計を取り始めた平成11年以降で過去最少だったと明らかにしました。

農林水産省は、過去にも同様な水準の年があり、米の需給は全体として逼迫した状況にはないと説明しましたが、一部のスーパーや店舗では、8月から9月の端境期にかけて、米の売場で空の棚が目立ちました。昨夏の猛暑の影響、急増するインバウンドによる消費拡大等に加え、パンなど他の食料品より価格上昇が緩やかであったことによる需要増も拍車をかけたとも考えられます。

ちなみに、今年7月分の全国消費者物価指数においては、令和2年を100とした場合、パン、麺類は120台前半、米類は113.3と、食料全体の116.4に比較すると、米はなお低い水準であり、米の価格安が消費者増につながったと思われる。

また、今年も異常気象による猛暑が続き、熊本市では、35度以上の猛暑日の記録が過去最高の9月20日で51日となり、東北地方の大雨や台風による災害が多発しており、今年の米の生産においても品質低下などが心配されるようです。

このような気候の中では、高温耐性の米の品種を選択することで、高品質の米を生産し、生産者の利益確保につなげることが重要であると思われる。

昨年産の米は、高温の影響による白未熟粒の多発で、全国の1等米比率は61%と過去最低に落ち込んだとのことで、生産者の所得にも影響を与えたものと考えます。

今後、国においては、米の生産者がより利益増に力を入れ、他の食品並みに価格が上がること、

また、価格の保障なりを検討し、農家が安心して農業を継続できるような対策を考えてほしいと思います。

所得を増やすためには、農家の努力により面積当たりの収穫量を増やすことも必要ですが、1俵60キロ当たりの単価を上げることではないと所得は上がりません。

参考のために言いますと、現在、米1俵を生産するのに、生産費用は約1万5,000円かかるそうです。農家が一般的に販売されている価格は、品種によって多少差はありますが、1万5,000円以下か、または前後ではないかと思えます。

熊本県として、今後、地球温暖化が進んでいく中でも、米の品質と生産性向上による稼げる農業で、農家の安定した生産をどのように進めていくのか、農林水産部長へお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 米については、6月に制定された食料供給困難事態対策法において、国民の食生活上重要な特定食料に位置づけられており、食料安全保障の観点から、重要な品目と認識しています。

地球温暖化が進む中、米で稼げる農業と安定した生産を実現するためには、品質が高く、収量が多い米の生産とブランド力の強化の2点が重要と考えています。

1点目の品質と収量については、高温に耐性がある品種を導入することが有効です。

米の品質について、熊本県産の米は、出荷量に占める1等米の割合が、近年は高温による影響を大きく受け、直近の5か年平均で29%と、全国平均の75%を大幅に下回っています。このような中で、平成29年に奨励品種に採用した「くまさんの輝き」の1等米の割合は、高温への耐性を備えていることから、県産米の平均を上回る57%とな

り、昨年は90%を超える産地もありました。

また、収量についても、各産地の現地調査の結果では、従来品種に比べ1割程度増収しています。

これまでの産地における実績や市場の評価の後押しもあり、「くまさんの輝き」の作付面積は年々拡大し、本年は3,000ヘクタールを超え、主力品種となっています。引き続き、生産者へ「くまさんの輝き」の品種の良さを周知し、高温障害を受けやすい品種からの転換を進めてまいります。

あわせて、高温障害を回避する栽培技術として、田植の時期や施肥の方法の改善、品種に応じた水の管理によるもみ数の抑制なども普及を図ってまいります。

2点目のブランド力の強化については、日本穀物検定協会が主催する米の食味ランキングにおける特A評価の獲得が、全国的知名度の向上に重要です。現在「くまさんの輝き」の特A獲得に向け、各産地にプロジェクトを立ち上げ、関係者一体となり、取り組んでいます。

さらに、本県は西日本有数の米の産地であることから、知事が掲げる食のみやこ熊本県を構成する品目として、県産米の魅力をアピールしてまいります。

県としては、今後とも「くまさんの輝き」のさらなる作付の拡大とともに、特A獲得プロジェクトなどを通じ、評価を高め、産地、関係団体一丸となって、温暖化に対応した県産米の生産振興に取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 農林水産部長に答弁をいただきました。

品質が高く、収量が多い米の生産と、また、ブランド力の強化、2点に力を入れるということでございます。

熊本では、最近、高温への耐性を備える「くまさんの輝き」を、昨年も1等米が9割以上だったということで、この品種を高温耐性ということでブランド化を進めるといことで、今、県としても、それを各産地にプロジェクトを立ち上げ、取り組んでいるといことで、ぜひよろしくお願ひします。

実は、私も、今年「くまさんの輝き」を植えておりますが、確かに、株数が非常に増えて、いい状況で今育っております。

そして、私が特に言いたいのは、米が今、今年少し不足して、いろんなテレビでも相当報道で心配されておりましたけれども、今、農家の担い手の皆さんが、70歳以上の方が51%といことでございます。といことは、10年後、80歳になった頃、農家の方が80まではしたとしても、50%以上の方が、農家がなくなっていく。

そういう中で、若い方々は、割と施設園芸が収入が多うございますので、力を入れておられます。米を實際されている方が徐々に減っていく、そういう中で米不足になっていくのではないかと、主食であります米が不足したら大変な状況になるのではないかと、そういう心配を私はしております。

そういう意味で、やはり原価が1万5,000円かかる米を、売買が1万5,000円以下であると——昨年の秋生産したのは大体それぐらいだった。今年はまだ既に新米で2万とか2万2,000円とか、阿蘇の米あたりがこの間出ておりましたけれども、少しは上がってきました。

しかし、今後、やはり米を作る人がいなくなると大変な状況になると。おととい阿蘇方面を通ったときに、棚田が大変荒れておるのを見て、正直言ってがっかりしたわけでございますけれども、やはり棚田に米が植わっていると非常にきれいな

状況で、今から秋、この観光シーズンには、農家だけじゃなく、やはり観光関連の仕事の方にも役立っていくと。

これをやはり残していくためには、ぜひ耕作放棄地を減らす、米をどんどん増やすためには、少し価格を上げていただき、せめて——1俵当たり1万、500俵取っても500万しか所得がないわけですから、ぜひその辺を県のほうからも、国に対して、米の価格の安定、これは、消費者の方々の理解なくしてできることじゃありませんので、ぜひお願ひしたいと。10年後、15年後、もし米がなくなったらどうするんだとい心配を大変しておりますので。

それと、水路、米を作るためには水路が必要でございます。よく、水路が壊れたら、なかなか米を作ることはできませんので、やはり皆さん、農家の方々、苦役という形で、皆さん共同作業でされております。それで水田を保っておられます。

地震があったときも、大変いろんなところで被害を受けて、直すのに大変だったろうと思ひますが、今後、そういう水路も確保しながら、ぜひ基盤整備のほうもよろしくお願ひ申し上げ、次の質問に移りたいと思ひます。

防災道の駅についてお尋ねをいたします。

日本列島は、ここ数年、豪雨や台風による災害が毎年のように発生し、地球温暖化によると思われる異常気象ではないかとされています。

また、熊本県においては、今から8年前に、震度7を2回経験する大地震が発生しました。令和2年7月には、人吉、球磨を中心とする県南豪雨により大きな被害を受けました。

そして、今年1月1日、日本全国で新年を祝い、宮参りや里帰りで家族が集い、今年1年の安全や繁栄を祈るお祝ひ気分の元旦の夕方、北陸の石川県能登半島を震源とする大地震が発生しまし

た。道路が寸断され、港が隆起し、建物が崩壊し、特に輪島では、大規模な市街地火災が発生し、寒い中で避難を強いられる大変な状況となりました。地震発生から9か月が過ぎようとしていますが、いまだ復旧の最中であります。大地震は、また、いつ、どこで起こるか分からない災害です。

今年の8月には、台風10号により、九州、東海、関東と各地で大雨による崖崩れや道路の通行止め等の被害が発生したところです。

国土交通省は、災害発生時に、国や自衛隊の活動拠点となる防災道の駅の数を増やす方向で検討に入ったとの情報が報道されました。現在、全国に1,221か所ある道の駅のうち、防災道の駅は39か所にとどまっています。

支援拠点の確保や体制強化を図るために、大規模災害時には、全国からの人員派遣が見込まれることから、アクセスのよさを考慮するなど選定要件も見直した上で、今年度中の追加選定を目指すということです。

防災道の駅の制度は、2020年に導入、国土交通省が施設管理者である地方自治体から候補を募り、同省が選定しています。その際、都道府県策定の地域防災計画に広域的な防災拠点として位置づけられていることや、建物の耐震化、電気や通信、水の確保が可能であること、2,500平方メートル以上の駐車場があること等が要件とされています。

防災道の駅には、防災機能の整備強化や訓練に活用できる交付金が重点配分されるほか、防災訓練などのソフト面で国の支援があるようです。

大規模災害発生時、高速道路のインターチェンジの近くや重要物流道路へのアクセスしやすい道の駅は、全国各地から被災地支援に入る際の重要な拠点になる可能性が高く、このため、国土交通

省は、最寄りのインターチェンジまで5キロ圏内、重要物流道路と接しているといった項目を要件に加えることを視野に検討するとのことでした。

また、全国で要件を満たしているのは186か所あり、各都道府県で偏りが出ないように、都道府県に1～2か所程度を目安に選定を進める方針であるとのことでした。

現在熊本県で指定されている防災道の駅は、県南の芦北町田浦にある道の駅1か所であり、今後熊本県で数か所選定されるとするならば、県北、県央にも指定すれば、バランス的にいいのではと考えます。

そこで、熊本県においても、災害が多い中で、県民が安全で安心して暮らせるため、知事も、災害に強い熊本づくりを目指されていると思います。ぜひ熊本県に新たに数か所の防災道の駅が選定されるべきと考えますが、熊本県として防災道の駅に対するお考えを土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 本県には、現在、道の駅が36駅あり、九州では最も多く、全国でも5番目となっています。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨においては、県内各地の道の駅が被災地救援の前線基地や一次避難所として活用されるなど、防災拠点としての機能を発揮しました。

防災道の駅は、大規模災害発生時に支援部隊の参集や支援物資の集積など、広域的な災害支援活動を担う拠点として、道の駅の中から国が選定しており、1月に発生した能登半島地震では、実際にその機能を発揮しています。

これを受け、国の社会資本整備審議会は、災害対応力を強化するため、防災道の駅の追加選定やそれ以外の道の駅の機能を強化する必要性などに

ついて、緊急提言を行っています。

このようなことから、本県においても、防災道の駅がバランスよく配置されるとともに、それぞれの道の駅が果たすべき役割に応じて機能強化を進めていくことが重要と考えています。

県では、現在、幹線道路ネットワークと防災拠点となる公共施設や医療施設などの位置関係を考慮して、県全体の防災道の駅の配置計画を見直しているところでございます。

県内の防災道の駅は、道の駅たのうらのみであるため、この見直しを速やかに終え、配置計画に基づく防災道の駅の選定を積極的に国に求めてまいります。

また、それ以外の道の駅については、停電時にも使えるトイレや災害時に必要な資材を収納する倉庫の整備など、引き続き防災機能の強化を進めてまいります。

安全、安心な熊本づくりの実現に向け、国や市町村をはじめ関係機関と連携して、防災拠点や幹線道路ネットワークの整備による防災力の強化に取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 土木部長に答弁をいただきました。

防災道の駅は、やはり今、田浦で1つということでしたけれども、国の指定する道の駅で防災化が完了しているのが6か所、鹿北、大津、阿蘇、うき、竜北、たのうら、6駅あるということで、それとまた、県の道の駅で完了しているのが4駅、きくすい、泗水、旭志、錦の4駅あるということでございます。このほかにも、今後進めていくということでございます。

やはり災害が多い日本、熊本もいろいろありましたので、そういう意味で、特に、防災トイレや防災倉庫等の整備等も機能強化は進めていくとい

うことでもございましたので、さらに、県民の安心、安全のために、ぜひ施設整備を進めていただきたいと。

新たに国の指定する防災駅も、1か所か2か所だろうと思えますけれども、ぜひ増やしていただいて、県民の安全のため、そしてまた、県外から観光客あたりが来られたときも、そういう整備ができていけると言うことで安心して、何かあったときも避難できるということでも安心できるのではないか、そういうことで観光客も増える可能性があると思えますので、よろしくお願い申し上げます。

これで、私の質問、5項目終わりました。本当に皆さん方、1時間大変お付き合いをいただき、御清聴ありがとうございます。

特に、私は、安心、安全熊本づくりということもキャッチフレーズに、ずっと訴えてきた一人でございます。ちょうど10年目でございますけれども、そういう意味で、今日は、食料の安心、安全、また、道路の安心、安全、災害からの安心、安全と、そして医療、健康の安心、安全をテーマに質問をさせていただきました。

初めての木村知事の答弁、本当にありがとうございました。

今後とも、私も一生懸命、県民のため、地域のため、頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(山口裕君) この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時10分開議

○議長(山口裕君) 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕（拍手）

○鎌田聡君 皆様、こんにちは。立憲民主連合の熊本市第二選挙区の鎌田聡でございます。

まずは、石川県能登半島を襲った豪雨災害につきまして、元旦の地震の復旧、復興がまだ終わっていない中で、本当に厳しい避難生活に追い打ちをかけるような、そういった今回の災害でございまして、本当に胸を痛めるところでございます。お亡くなりになられた方に、心からお悔やみを申し上げ、そして、まだ行方不明の方もいらっしゃいます。早期の救出を願ひまして、そしてまた、被災された全ての皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。引き続き、復旧、復興、そして被災者支援に向けて、私もでき得る取組を行っていきたいと思います。

さて、昨日は、立憲民主党の代表選挙が行われまして、野田佳彦新代表が誕生いたしました。野田代表を先頭に、これからまた頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

公明党も、石井新代表が誕生する予定でございますし、そしてまた、今週末には自民党の総裁選も行われるということでございます。

これから政局が動き出していくということでございますけれども、政治の信頼回復、そして県民の暮らしや地方経済が豊かになるような、それぞれにやっぱり新しいリーダーの下で、丁々発止をしながら、緊張感を持って政策を進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

新体制といいますと、県政も木村知事が誕生いたしました。県政の新しいリーダーとして御奮闘されておりますので、大いに期待を寄せていると

ころでございます。

しかしながら、6月議会で、知事は、知事選で推薦をもらっていない政党の議員とは距離感を感じるということをおっしゃいました。その木村知事に今回初めて質問をさせていただきます。私も距離感を感じています。そう多くはないんですけども、幾つかの課題について、知事の考えや思いを直接聞かせていただきまして、1時間質問が終わる頃には距離感がぐっと縮まることを期待いたしまして、通告に従ひまして質問に入りたいと思ひます。

まずは、知事の発言についてです。

木村知事就任以降の幾つかの非常に気になる発言について、それぞれお尋ねをいたします。

知事が、知事選終了後、当選祝いで頂いたコチョウランを支援者に配ったのは有名な話です。私のところにも、熊本市内の病院に、木村敬新熊本県知事よりお花を頂きましたという張り紙を貼って飾ってあったコチョウランの写真が送られてきてまして、これって公職選挙法違反ではないですかという問いかけがありました。政治家や候補者が、自分の選挙区内の有権者に物品を配るのは完全にアウトだと思いますが、知事は、配ったのではなくて預けたというとても考えられない言い訳で、公職選挙法違反の疑いを乗り切られようとしています。

現在、県民の告発に基づいて、県警での捜査が行われているはずですので、違反かどうかの判断は、県警の捜査後の判断に委ねたいと思ひますが、相手が頂いたとして喜んで飾られたように、コチョウランを有権者に預けるという行為は考えられない行為であると思ひます。誰と話しても、それはおかしいと指摘される言い訳です。

そこでお尋ねですが、知事は本当に預けたのか、そして、有権者に預けた品物はコチョウラン

だけなのか、そのほかにもお祝いで頂いた品についてはどこにも預けていないのか、正直にお答えください。

次に、つるし上げについてです。

5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後の環境大臣と水俣病患者・被害者団体との懇談の場でのいわゆるマイクスイッチオフ事件で、同席していた知事は、後の記者会見で、環境大臣は、あのときは被害者団体からつるし上げに遭っていたと発言されて、すぐに訂正、謝罪をされています。

熊本県民である水俣病被害者が大臣に意見を述べている行為を、県民の代表たる知事がつるし上げと表現をされたことは極めて残念な発言です。知事は、県民ではなくて、国の側から水俣病問題を見ているのではないかと、多くの県民がそのように受け止めたでしょう。

また、つるし上げとは、一般的にはなかなか使わない表現ですが、知事がこのような表現をされたことは、もしかすると、官僚の皆さんは、よく行われている住民との意見交換や説明会などでの住民の発言について、常々このように表現されているのではないかとも思いましたので、その点についてどうなのか、お尋ねをいたします。

そして、極めつけは、県立高校に普通科は要らない、事務職なんて要らない、そんな子たちを育ててはいけないという発言についてです。

この知事の発言を聞いて、現在熊本県内の普通科で学んでいる高校生はどのような思いをしたのでしょうか。事務職で頑張っている県民の皆さんはどのように受け止めたのでしょうか。

高校で学ぶということは、仕事をするためだけに学んでいるわけではないと思います。学びというのは、今必要とされている職種に就くためだけに学んでいるものではありません。県民には、憲法の基本的人権で保障されている教育を受ける権

利があるのです。それを保障するために、知事が必要と考えている知識だけを教え込むのではなくて、子供たちが学びたいと思う教育の機会をつくる必要があるのです。そのためには、決して普通科はなくしてはいけないと考えます。事務職についても、あらゆる職種、職業に欠かしてはならない職種であると私は考えます。

そこで、発言の真意を確認させてください。知事は、本気で普通科や事務職は要らないと考えているのでしょうか。県内の高校の普通科で学んでいる生徒や保護者、普通科で教えている教職員、事務職で働いている県民のことを県知事としてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

この間、繰り返される失言について、知事には、謝罪すれば何でも発言していいという気持ちがあるのではないのでしょうか。コチョウランでワンアウト、つるし上げでツーアウト、そしてこの普通科、事務職は要らない発言で、もう既にスリーアウトです。知事には、これ以上県民を不快にさせる発言を発してほしくありません。これから県知事として自らの発言についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 鎌田議員から、私の発言について御質問いただきました。

知事就任からこれまでの間、私の発言が、説明不足により県民の皆様にご不快な思いを、そしてまた、御心配をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

まず、当選祝いの取扱いについてお答え申し上げます。

私が頂いた当選祝いの品の中で、知人にお預けしたのはコチョウラン11鉢のみです。これらは、当選後、当時住んでいたアパートが手狭な中、選挙直後の3月末で選挙事務所を引き払うことに伴

い、保管場所が確保できない状況となりました。生産者の皆様が精魂込めて育てられ、きれいに咲いているコショウランを廃棄することは忍びないとの思いから、知事公邸入居までの間、一部をお知り合いの方々に預かってくださいとお願いをし、預かっていただきました。これらについては、その後回収に伺い、6月8日には、11鉢全てを回収し終えております。

このように私が知人にお預けしたのはコショウランのみであり、このほかにはございません。

次に、つるし上げという表現についてお答え申し上げます。

この表現につきましては、5月1日の環境大臣との懇談の場で、水俣病関係団体の皆様が、厳しい抗議や強い怒りのお気持ちを込められながら、環境大臣や環境省職員に訴え出ておられた状況を、5月10日の記者会見において、記者から説明を求められる中で私が表現したものでございます。

しかしながら、直後に、記者の方からの御指摘を踏まえて、私の意図に沿わない発言であると感じ、その場で直ちに訂正させていただきました。誠に申し訳なく思います。

なお、私がこのような表現を行った経緯についてですが、各省庁のかつての同僚たちは、国民のために日々業務に取り組んでおります。今回の表現は、あくまで私個人の言葉の選択が適切でなかったことによるものでございます。

水俣病問題の解決は、歴史的な経緯も含め、県政の最重要課題と認識しております。先日も関係団体の皆様と懇談を行い、そこでいただいた要望などを踏まえ、県として国に要望を行うなどの対応を行っております。

引き続き、国、地元自治体、関係団体の皆様と調整しながら、水俣病問題に全力で取り組んでま

いります。

次に、高校の普通科及び一般事務職に関する発言の真意についてお答え申し上げます。

この発言は、8月20日に開催した第1回「くまもとで働こう」推進本部会議におけるものでございます。熊本県内の企業や雇用の現場での最大の課題が人手不足であることは、議員も御理解いただけたと思います。

推進本部会議では、医療、介護、福祉、建設、農業、物づくりなど、幅広い産業で有効求人倍率が1を大きく超え、人手不足が深刻な一方、熊本労働局発表の資料によると、一般事務職は、求人1,972人に対して求職者が6,357人と、求職者が4,000人以上も上回っているというデータが会議の場で示されました。こうした求人と求職のミスマッチを解消することが重要な課題であると、私は強く感じました。事務職の需要が全体的には充足する中で、そのうち定型的な業務は、将来人工知能が代行すると予想されることから、今のうちから様々な職種に目を向けるとともに、スキルアップを図る視点が重要であると認識しています。

また、それら以上に、求人と求職のミスマッチがあまりにも顕著な医療や介護、福祉などなどのエッセンシャルワーカーの魅力若くは若い方々にしっかりと伝え、広く職業の選択について考えてほしいとの強い思いから、今回の発言に至りました。

このため、普通科や一般事務職が不要とは全く考えておりません。現在普通科で学んでおられる生徒の皆さんには、安心して勉学などに励んでいただくとともに、一般事務職としてお仕事をされている方々も、それぞれの職場で能力を発揮していただければと思います。

今回の進学、就職に関する私の発言で御心配をおかけした皆様には、心からおおびを申し上げます。今後は、学び直しや資格取得による選択可能

職種拡大、高校在学時からの将来のキャリア形成に向けた取組などを推進してまいりたいと考えております。

今回、県政を預かる者として、自らの発言に対する責任と重みを改めて自覚いたしました。一つの表現に対して人がどう受け取るか、誤解されないように説明を尽くしているかどうか、真意が伝わらなかった以上、それは私に責任がございませぬ。知事として、全ての県民を明るく照らすことができるよう、今後、丁寧な説明を尽くすことを肝に銘じ、これからの職務に全力で取り組んでまいります。

引き続き、県議会の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 御答弁いただきました。

コチョウランの関係は、総務省出身の知事ですから、公職選挙法は熟知されているはずですが、やっといういいことといけないことは分かっているのに、なぜという思いでございませぬ。だからこそ預けたというような言い訳になったんじゃないかなと思ひますが、潔く非を認めて、本当は謝罪すべきじゃなかったかなと思ひております。そういう姿勢なら告発まではされなかったのではないかなと思ひます。白か黒かはやっぱり抜きにしまして、知事が公選法違反の疑いを持たれて告発されていること自体が、県民にとって恥ずかしい話でもございませぬので、そういう疑念を持たれる行為を行ったことについて、やっぱり重く受け止めていただきたいと思ひます。この件は、今後の付度なき警察の捜査の行方を見守りたいと思ひます。

あと、発言の関係で、つるし上げと普通科は要らない、事務職は要らないの発言については、それぞれに訂正をして謝罪をされていませぬので、これ以上は申し上げませぬけれども、普通、思っ

もないことや考えてもないことは言葉に出ないんですね。考えても思っもないことを出せば、これは、口から出任せということになりますから、やっぱりこれらの発言で、知事の思い、考えが少しかいま見えたと言っといけませんけれども、そういうふうな思いもいたしました。

ただ、やっぱり知事が進めたいと考えている政策の枠や思いをはせている枠の外側にも、それぞれに懸命に頑張っって学んでいませぬ、暮らしていませぬ、懸命に働いていませぬ県民がいていませぬということも念頭に置きまして、これからの政策推進に心がけていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

知事は、8月26日にT SMC本社を訪問して、県内へのT SMC第3工場の誘致を求められていませぬ。この知事の第3工場誘致が報道された後、すぐさま私のところに数人の方から、なぜ県民が求めていないのに、知事は第3工場の誘致をするのかという抗議の声をいただきました。

確かに、この議会でも、県内に第3工場誘致を求める声が多数出されたとは承知していませぬ。第3工場を誘致する前に、まだやるべきことがたくさんあるのではないのでしょうか。

第1工場の本格稼働は年末ですが、まだ稼働していない段階で、周辺の交通渋滞は大変なことになっています。また、T SMCの地下水採取量に対する地下水涵養の計画についても、やっという第1工場の採取量の年間310万トンのめどがついた段階です。これから着工される第2工場が使う地下水の年間500万トンに対する地下水の涵養はどうなっているのでしょうか。T SMCはきちんと涵養するのか、その確約は取れているのでしょうか。そして、工場排水についても、まだ工場稼働前ですので、どのような影響が出てくるのか全く明らかになっていませぬ。このほかにも、労働力

不足、農地の減少などへの対応についてもこれからです。

そのような不安材料が解消されていない段階で、さらに県民の不安を拡大させる第3工場の誘致を行うことは、あまりにも無責任ではないでしょうか。不安材料への対処方針を明らかにして、一定の道筋をつけた上で、県民の不安を軽減してから誘致を働きかけないと、先方に対しても失礼だと思います。

そこで質問ですが、まず1点目として、T S M Cとの間で、これから着工される第2工場で採取される地下水量年間500万トン分の地下水涵養計画はきちんと確認されているのか、お尋ねをします。

そして、2点目、県民の不安をさらに拡大させることになる第3工場が熊本に建設されることによって見込まれる効果と懸案事項への対応について、知事はどのようにお考えか、お答えください。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 1点目のJ A S M第2工場の地下水涵養計画の確認についてお答え申し上げます。

J A S Mからは、本年2月に地下水涵養計画書の提出がありました。県では、この計画書について、県が定める地下水涵養指針に基づき涵養量が算定されており、第1工場と第2工場に関して、地下水の採取量と開発に伴い減少する涵養量の合計を超える涵養がなされ、かつ実現可能性があることを確認しております。

J A S Mは、昨年5月、県、菊陽町、くまもと地下水財団、水循環型営農推進協議会の5者で、地下水涵養推進に関して協定を締結しております。

この協定に基づき、水田湛水の面積や期間の拡

大、白川中流域で初めてとなる冬期湛水事業、白川中流域等の涵養効果の高い地域における水稻作付の拡大支援など、具体的な取組が進められてきました。

現状では、これらの取組により、令和4年度から令和9年度までの5年間で1,000万トンを超える涵養量の増加を見込んでおり、J A S Mから提出された地下水涵養計画の実現は可能であると考えております。

次の手続として、地下水保全条例に基づくJ A S M第2工場に係る地下水採取申請が予定されていますが、第1工場のとくと同様、条例の運用に万全を期してまいります。

具体的には、揚水試験や周辺環境調査により地下水位への影響を確認するとともに、採取量の削減や他の水源利用を求めていくなど、地下水の利用による影響の最小化を図ってまいります。

次に、2点目のJ A S M第3工場が熊本に建設されることによって見込まれる効果と懸案事項への対応についてお答え申し上げます。

第3工場の誘致については、様々な御意見があることは承知していますが、私は第3工場に熊本の将来の可能性を感じております。6月議会でも御答弁申し上げましたが、第1工場や第2工場で作るものは、現時点で国内の企業が必要とする製品であるのに対し、今後、第3工場において、さらに最先端の半導体が作られるようになれば、これから伸びていくものの、今、日本が遅れているA Iや自動運転、ロボットなど、新しい産業に使われるものと想定されます。

将来世界的に必要とされる新しい産業づくりの舞台が、ここ熊本で展開されることとなります。今からそうした準備に本県が積極的に関わっていくことにより、お子さんやお孫さんの世代に引き継ぐことができる新しい時代の産業基盤を熊本に

において構築することが可能になるものと考えております。

しかしながら、一方で、県民の皆様が不満や不安を感じておられる県政の重要課題に対しては、関係部局の連携の下、より専門的、機動的に取り組むを推進するよう、地下水保全、渋滞解消、人材の育成、確保、外国人材との共生の4つのテーマごとに、部局横断的な推進本部を立ち上げています。

渋滞問題については、TSMC進出前から熊本の課題ではございますが、特に、セミコンテクノパーク周辺地域の交通渋滞については、国、地元自治体と連携して、中九州横断道路をはじめ、大津植木線の多車線化や合志インターチェンジアクセス道路など、基幹的な道路ネットワークの整備を短期集中的に推進しています。これらの道路の供用によって、新たな工場進出に伴う交通需要の増加に対応できるものと考えており、まずは、整備中の区間の早期供用に向けて、全力で取り組んでまいります。

また、農地の確保や営農継続対策に関しましても、農林水産部内にプロジェクトチームを設置し、国への緊急要望を行うなど、時間的緊迫性をもって取り組んでいます。

今後、これらの推進本部等において、半導体産業集積に伴う懸念事項について、より専門的、機動的に取り組んでまいります。

TSMC会長のシーシー・ウェイ氏は、まず、第1、第2工場を成功させること、そして、地元の賛同が得られることを前提に、第3工場の建設を検討する可能性がある旨を発言されています。

解決すべき課題に迅速にかつ丁寧に対応し、地元の理解を得ることが重要なのは言うまでもありません。

第3工場の誘致を私は申し上げましたが、それ

はまだ先のことで、今必要なのは、交通渋滞などの課題、様々な課題に向き合って解決していくものと考えています。

地域の課題を解決し、新たな投資に向けて受入れ環境の整備を行うことで、あのときチャレンジしてよかったと、次世代に輝く熊本をつくっていくよう、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 先ほど申し上げましたように、TSMCに対しては、期待も寄せられていますけれども、まだ第1工場が稼働していないのに、多くの不安が渦巻いています。様々な対策に力を入れているということは理解できますけれども、地下水の取水や渋滞対策や労働力確保、そして住宅も含めた用地確保は、第3工場ができるとなれば、単純計算でも現状の3倍の対策が必要となるわけです。その対策にこれからどれだけの費用がかかるのか、それだけの投資に見合う効果は本当に期待できるのか、疑問に感じます。

TSMCだけに、他力本願的に県内産業の基盤構築に依存するのではなくて、やっぱり県内で頑張っている地場企業の皆さんがもっと力を出せる環境整備づくりにもぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、申し上げました不安材料の解消に向けて、やはりさらに力を入れて取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

水俣病問題についてです。

5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後の環境大臣と水俣病患者・被害者団体との懇談の場で、3分を超えて実情を語り続けていた団体の方の話の途中で、環境省職員がマイクのスイッチを切るということんでもない事件が起きました。

しかし、この事件によって、水俣病問題がいま

だに終わっていないことが広く全国に知れ渡り、国と県も、これまで以上に水俣病患者、被害者に向き合わざるを得なくなりました。環境大臣や県知事も、時間をかけて、患者、被害者が抱える要望にしっかりと耳を傾けるようになりました。

私たち立憲民主党も、環境大臣や県知事との懇談と時期を前後いたしまして、水俣病患者・被害者団体の皆さんと懇談をいたしました。その中で強く要望されたのが特措法での救済対象者の離島加算の増額と、95年政治解決の方も含めた病院への通院費なども含めての物価高に対応した療養手当の拡充、そして、水俣市にある認定患者を対象とした療養施設・明水園の未認定患者の利用。このほかにも、私も以前議会質問で取り上げた認定患者のランク変更についても強く求められました。それぞれの要望については、国、県との懇談の中でも要望されている課題であり、既に県としても動いていただいています。

しかし、離島加算の増額については、国の来年度予算の概算要求に計上された額は、現行の1,000円に1,000円を増額して2,000円とする内容です。住民が要望した1万円とは大きく乖離しています。療養手当の拡充については、ゼロ回答です。

そして、県は、水俣病被害者が通院するのに欠かせない交通機関の改善に向けて、国と水俣市、芦北町、津奈木町で検討チームをつくって改善を図るとの考えを示されていますが、いつまでに、どのような改善を図っていかれるのでしょうか。

また、水俣市が難色を示している認定患者を対象とした療養施設・明水園への未認定患者の入所については、県はどのように対応されるのでしょうか。

そして、長年の懸案事項である不知火海沿岸住民の健康調査について、国は、脳磁計とMRIを

用いた手法で、来年度500名を上限として対象に試行して、2年後の実施を目指しています。

私たち立憲民主党は、さきの通常国会で、水俣病解決に向けた法案を提出していますが、特措法で定められたこの健康調査については、不知火海沿岸住民を対象に、一次的にアンケート形式で実施をするやり方で、2年以内に完了させる方式を示しています。

国が進めようとしている健康調査では、対象が絞られている割には時間がかかり過ぎて、被害の全容をつかむのにかなりの期間を要します。健康調査は、被害の広がり調査することだけが目的ではなくて、被害の実情を把握した上で、その後現行の救済策で不十分なところを補足して、救済につなげていくために必要な手段です。そのためにも、悠長に進めていくのではなく、できるだけ早く進めていかなければなりません。

特措法施行から15年が経過し、いまだに手づかずの健康調査について、これ以上の実施の引き延ばしは許されません。健康調査の実施については、早期に実施するように、引き続き国に求めていただくことを強く要望いたします。

そこで質問ですが、療養手当の拡充についての国の受け止めと今後の県の取組、未認定患者の明水園の利用、そして、県が立ち上げる考えを示した3市町と国も含めた交通機関検討チームについて、いつまでに、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 水俣病問題についてお尋ねをいただきました。

まず、療養手当の拡充についてお答え申し上げます。

お尋ねのありました国の受け止めについてですが、国は、特措法に基づく給付内容が救済措置の

方針として閣議決定された経緯を踏まえる必要があります。拡充は厳しいとの認識を持っています。

また、同手当の拡充に関する今後の県の取組については、国に対し、引き続き、昨今の物価高騰の影響を踏まえた増額を求めたいと考えております。

次に、未認定患者の明水園の御利用についてお答え申し上げます。

明水園は、水俣市の施設であるため、まず、水俣市の意向が重要であると考えております。現在、同施設は、認定患者のための療養施設と位置づけられていますが、水俣市も、今後認定患者の方々が減少していく中での運営は、これからの課題と認識されておられます。既に、国、県、水俣市において、実務者レベルでの意見交換を開始しており、今後、関係団体の皆様と一緒に検討を進めてまいります。

最後に、通院などの交通手段の確保についてお答えいたします。

この問題は、水俣病の患者、被害者の皆様に限らず、全ての地域の住民にとっての重要な課題であると認識しています。このため、県と水俣市、芦北町、津奈木町の3市町が参加して、地域公共交通の在り方を検討する会議を9月11日に開催し、地域公共交通の現状及び課題を共有したところです。現在、関係団体の御協力をいただきながら、通院などにおける公共交通の利用状況調査を実施しており、その結果を踏まえ、水俣・芦北地域の地域交通の在り方について、この会議で検討していくこととしています。

今回御質問いただいたほかにも、議員から御指摘のありました健康調査を含め、伊藤環境大臣や私との懇談において、関係団体の皆様から様々な御要望をいただきました。引き続き、国とともに、実務者レベルでの御意見を丁寧にお聴きしな

がら、課題が少しでも前に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 冒頭、知事との距離感のお話をいたしました。この水俣病問題につきましては、患者・被害者団体と知事との距離感は若干縮まったのではないかなというふうに思っております。県が本当にあの団体としっかりと向き合って、要望を受け止めて改善をしようとして取り組んでいる、この姿勢に対しては評価をできると思いますが、あとは、どれだけ進められるのかということでございます。

療養手当の拡充は、国の姿勢がやっぱり問われますけれども、明水園の利用、通院等の交通手段の確保の課題について、県がしっかりと検討を進めて、前に進めていただきますようお願いを申し上げます。

そして、もう一つは、やっぱり大きな課題でもございます。公健法でも、95年政治決着、そして特措法でも、やっぱり救済されていない人たちが今裁判をされているわけでございます。そういった現行の救済の枠の外にいる人への対応にも、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、立憲民主党としては、そういった方々も救済できるような、新たな特措法というか、救済策をやっぱり講じるべきだという法案を出しております。症状がある人、エリアとか、年代とか、魚を余計食べたかどうか、こういったことにこだわらなくて、やっぱり症状がある人はしっかりと救済していく、そういった法案に、またこれも力を貸していただきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、水俣病被害者、高齢化をしておりますから、時間がございませんので、ぜひそういった全面救済に向けた取組に県と

しても御尽力いただきたいと思えます。

次に、戦後80年を迎えるに当たってということで質問を申し上げます。

現在、ウクライナやガザ地区で、戦争によって多くの命が失われています。日本では、中国、北朝鮮、ロシアが不穏な動きを強めていることを理由として、集団的自衛権の行使容認や反撃能力の保有、防衛費の大幅増額など、この10年ほどで防衛政策が大転換をしています。

そのことも問題ですが、その政策変更を、安倍政権以降の歴代政権は、国会で議論せずに閣議決定で済ませてきていることも問題です。このままこの防衛政策が進化していけば、私たちが求めている平和な社会が実現しないばかりか、再び戦争を行う、巻き込まれる可能性さえ出てきています。

そして、この熊本においても、熊本空港、熊本港、八代港が自衛隊や海上保安庁の訓練に利用される特定利用空港、港湾に指定されました。このことによって、有事の際には攻撃目標とされることが懸念されます。県民にとっては、とても迷惑な話であり、大きな不安を抱えることとなります。

そして、施設の利用は、自衛隊だけではなく、米軍にも認められることになると思えますので、日米合同の軍事演習も展開されることになるのではないのでしょうか。八代港には中国からのクルーズ船が入港しますし、熊本港にも民間のフェリーが発着しています。そこに自衛隊や米軍の潜水艦や空母が入港して演習をしている状況は、想像しただけでも脅威に感じます。

来年は、戦後80年の節目の年を迎えます。私は、このような有事の備えが進められているときだからこそ、80年という節目の年に、県民全体で二度と戦争を起こしてはいけないという不戦の誓

いを確認する事業を行うべきであると思えます。

そこで質問ですが、知事としての平和への思いについて、県内の施設が有事拠点に指定されたことでの私の懸念に対する所見も含めてお聞かせいただきたいと思えます。そして、戦後80年の平和を希求する事業の実施についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、被爆体験、戦争体験を語り継ぐ取組についてお尋ねをいたします。

被爆体験、戦争体験を語れる方が、高齢化により減少しています。8月6日に県原爆被害者団体協議会が開いた県原爆死没者追悼式典において、亡くなられた県関係の被爆者が2,700人を超えたことが報告されました。県内の被爆者の平均年齢は86歳を超えています。被爆体験を語れる方が、年々減少をしてきています。これは、戦争体験を語る方についても同様です。今のうちに被爆体験や戦争体験を後世につなぐ取組が必要です。

県内の小学6年生は、ほとんど長崎に修学旅行に行っていますが、事前に平和学習として、県内に在住する被爆者や戦争体験者から直接話を聞く機会を設けている学校は少ないと思えます。

現在、高校生平和大使が、平和の種まきプロジェクトとして、小学生に、戦争や原爆の悲惨さなど、被爆者から聞き取った被爆体験について話をしたり、紙芝居にして伝えています。このような取組を大きく広げていくことも重要だと思います。

ただ、被爆者や戦争体験者、そして高校生平和大使も、そんなに大人数いるわけではありませんので、それこそAI技術等を活用して、被爆者や戦争体験者の話を継承し、伝えていくことも考えていただきたいと思えます。

そこで、来年に向けて、県内の全ての小中高等学校で、被爆・戦争体験を聞く平和学習の機会を

ぜひ設けていただきたいと思いますが、その点の考え方についてお聞かせください。

3点目に、被爆二世への援護制度についてお尋ねをいたします。

被爆者の高齢化は先ほど述べたとおりですが、その子供である被爆二世も、大半が既に50歳を超えて、最高齢は78歳を迎え、健康面での不安を抱える方も多く、特に、がんに対する不安は大きくなっています。

被爆二世に対しては、被爆二世健診が実施されていますが、東京都や静岡県では、がん検診も行われ、医療費助成も、東京都、神奈川県などで実施されています。

熊本県の場合は、二世健診を受診できる医療機関も少なく、実施時期が指定されているなど、被爆者数が同程度の他県と比較してみても、条件整備がまだまだであると言えます。

そこで、現在、被爆二世健診を受診できる医療機関は公立病院に限られています。民間病院も含めて、その医療機関を拡大できないか、また、受診できる期間が1日か2日ですが、その期間の延長ができないか、そして、がん検診を加えることができないものなのか、併せてお尋ねをいたします。

以上、1点目については知事に、2点目の被爆体験、戦争体験を語り継ぐ取組については教育長に、被爆二世への援護制度については健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、私の平和への思いについてお答えいたします。

さきの大戦の終結から、本年で79年がたちました。忘れてはならないのは、今日私たちが享受しているこの平和と繁栄は、さきの大戦における戦没者の方々の貴い犠牲の上に築かれたものである

ことです。そして、戦争の悲惨さ、そして平和や命の貴さを未来を担う次の世代に語り継いでいくことは、今を生きる私たちの使命であると考えます。後ほど申し上げる県事業などを通じ、知事としてできることを一つ一つ実践してまいりたいと思います。

次に、特定利用空港、港湾についてお答えいたします。

特定利用空港、港湾は、自衛隊や海上保安庁が平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものであり、武力攻撃事態等のいわゆる有事における利用を対象とはしていません。有事になれば、特定利用空港、港湾の指定の有無にかかわらず、平成16年に制定された特定公共施設利用法などにに基づき、空港、港湾が利用調整されることとなっております。

今回の特定利用空港、港湾について、国からは、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないことや米軍がこの枠組みに参加することはないことなどの説明を受けております。

このような国からの説明を受け、私は、この枠組みが有事の際の枠組みとは異なること、また、大規模災害への派遣などの迅速かつ効率的な対応が期待されることなど、それらが確認できたことから、国との間で円滑な利用に関する枠組みの確認を行いました。

私は、熊本空港、熊本港及び八代港が、この特定利用空港、港湾になったことをもって有事拠点に指定されたとの表現は適切ではないと考えております。

もちろん、私は、国の外交を基軸とした不断の取組により、有事に陥らないことを何よりも望んでおりますことも併せて申し上げておきます。

最後に、戦後80年事業の実施についてお答え申し上げます。

県では、平和の大切さを次世代に語り継いでいくため、毎年8月15日に、市町村や各地の戦没者遺族会と共催で、熊本県戦没者追悼式を実施しております。また、小中学校においては、修学旅行時の戦争・被爆体験講話など、平和や命の貴さを学ぶ学習活動が行われております。

引き続き、市町村、関係団体と連携し、戦没者追悼式や小中学校における学習活動などを着実に進めてまいりたいと考えております。

あわせて、戦争体験者が少なくなった今日、戦後80年に向けて、県広報の活用をはじめ、県民の皆様へ平和の大切さを伝えていく取組をしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 被爆・戦争体験を語り継ぐ取組についてお答えいたします。

小学校、中学校及び高等学校における平和に関する教育につきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、教科や総合的な探究の時間などを通して行われています。

例えば、小中学校におきましては、授業等で、地域の戦争体験者の方から直接話を聞いたり、戦争に関する施設や遺跡を見学したりするなど、平和の尊さや大切さについて考える教育活動が行われています。また、平和について学習した成果を学習発表会等で家庭や地域に発信するなどの取組を行っている学校もあります。

さらに、小学校では、長崎や鹿児島へ、中学校では、広島や沖縄へ修学旅行を行う中で、資料館訪問や語り部の方による講話を聞く取組も行っています。

県立高校では、地理歴史科及び公民科等におい

て、戦争や紛争などを防止し、平和で民主的な国際社会を実現することが重要な課題であることを生徒に考えさせる授業が実践されています。

また、総合的な探究の時間に沖縄で戦死した大伯父の足跡をたどる探求テーマを設定し、実際に沖縄に足を運び、遺骨収集などのフィールドワークを行った生徒や、高校生平和大使として国連事務次長と平和や核軍縮に関する意見交換をオンラインで行った生徒など、授業での学びをベースとし、一人一人が主体的に様々な活動に取り組んでいます。

さらに、学校によっては、被爆・戦争体験を語り部の方から直接聞く機会を設定し、全校生徒が戦争の悲惨さを肌で感じることができるような取組も行っています。

県教育委員会といたしましては、このような被爆・戦争体験を聞く機会などの教育活動がさらに多くの学校で実施されるよう周知するとともに、関係部局と連携を図りながら、平和を願い、平和の実現に向けて行動する児童生徒の育成に取り組んでまいります。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 被爆二世の方々への援護制度についてお答えします。

まず、健診実施機関として、今年度から新たに民間の医療機関にも参画いただき、県内13か所で受診が可能となりました。

また、受診できる日程については、議員御指摘のとおり、1日から2日としているところもありますが、今年度は、半数を超える医療機関で1週間から2か月程度の期間を設けていただいています。今後も、各地域で受診機会が確保されるよう、延長の協力要請を行っていきます。

次に、がん検診の追加についてですが、被爆二世の方々への検診は全て国からの委託を受け実施し

ています。このため、本県を含め全国のほとんどの県で実施しておりません。一方で、被爆者関係団体からの同様の要望がっておりますので、引き続き、国に対し、機会を捉えてお伝えしていきます。

今後、医療機関や関係団体の御意見を伺いながら、受診期間の延長など、被爆二世の方々の援護制度の充実に努めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 答弁をいただきました。

特定利用空港、港湾については、有事の際は利用しないという御答弁でございましたが、有事の際に利用しなければ、ふだんの訓練で使う意味がないんじゃないかなと思います。そんな拠点を設定して、訓練して、本当に意味があるのかなというふうに不思議に思いますし、米軍の利用もないと国から説明を受けたとのことですが、日米同盟では、日本の施設を米軍は使用できるとなっております。

有事拠点に指定されたとの表現は適切でないとおっしゃられましたが、今のような国の説明をもって安心、安全、不安はないですよというほうが不適切だと思います。ファイティングポーズを取って相手を挑発すれば、危険性が高まるわけでございます。

戦後80年の事業について、具体的に知事が特別なことをやるにはおっしゃられませんでした、これからも、やっぱり外交、経済、あらゆる平和な力を使って、絶対に戦争を始めてはいけないというその決意を固め合う事業をぜひ検討いただきたいと思います。

教育長からは、今まで行っている高校生、そしてまた、小中学生の取組についてお話を御紹介いただきました。これからもしっかりと続けていただきたいと思いますので、そのためにいろいろと工

夫も必要ですよということを申し上げたわけですので、その点もやっぱり検討しながら進めていただきたいと思います。

被爆二世の健診の問題です。

実は、10年前にも同じ原稿で同じ質問をいたしました。10年後にどのくらい改善したかということで、あえて質問いたしましたけれども、医療機関が若干増えましたし、受診期間も延長するという取組を進めていただいておりますが、がん検診は国の事業ということでございますので、国に求めるということでございますが、今後とも、被爆二世の援護制度の充実について、こちらもしっかり高齢化しておりますので、引き続き取り組んでいただきたいということを申し上げて、要望に移ります。

平和ミュージアム設立への支援についてです。

県内には、個人で収集された戦時中の貴重な資料を保管されていらっしゃる方がおられます。そのような資料等を保管、展示して後世に伝えていく平和ミュージアムを設立しようと、県内の有志で設立準備会を結成して運動を進められています。

この平和ミュージアム設立に対する県の認識として、さきの6月議会で、城下議員の質問に対して、知事は、県民の機運が図られてきたら、熊本市や戦没者遺族会などと連携した支援の在り方を検討すると答弁されておりますが、設立には、土地を購入したり、建物を建てたり、施設を管理したり、とても民間だけの取組では、設立やその後の運営について困難であると考えられます。

ぜひ、県として、戦争の愚かさや悲惨さを後世につなぐ重要な施設である平和ミュージアムについて、第三者的な関わりではなくて、もっともっと積極的に設立に向けて深く関わっていただくことを強く要望させていただきます、最後の質問

に移ります。

吃音についてです。

吃音とは、発話障害の一つで、全国に約120万人いるとされています。吃音の主な症状は3つで、おはようという言葉で表現しますと、お、お、お、おはようという繰り返しと、おーはようという一部の音を引き伸ばす引き伸ばし、それに、初めの言葉が出にくい、……おはようという言葉が詰まってしまうブロックがあります。吃音は幼児期に発症することが多くて、その大半は自然に治癒するとされています。

しかし、成人後も症状が残る人がいて、国の研究機関である国立障害者リハビリテーションセンター研究所の調査では、その約7割が生まれ持った体質に原因があるとされています。

国立障害者リハビリテーションセンターなどの研究グループが、本年6月、3歳までに吃音の症状が見られる幼児の割合、累積発症率が8.9%だったとする研究成果を発表しました。およそ10人に1人に当たり、過去の研究で分かっていた累積発症率の5%前後を大きく上回りました。すなわち、近年、吃音は3歳までに発症するケースが多くなっていて、3歳児健診で見つけて、その後の専門的な支援につなげていくことが重要であることが分かりました。

そこで、この発表を受けて、私も参加しています全国の超党派議員ネットワークで、本県も含む10都県内の343自治体が作成する3歳児健診の問診票を収集しまして、問診票に吃音の項目が明記されているか調査しましたが、明記している自治体は僅か4自治体で1.2%にとどまり、3歳児健康診査では、吃音が十分に発見されていないおそれがあることが分かりました。ちなみに、熊本県内の市町村で、吃音が明記されていたのは熊本市のみでありました。

各市町村は、3歳児健康診査において、前述の累積発症率8.9%という研究成果を鑑み、吃音の症状が見られる幼児を十分に発見できているか再検証し、不十分であった場合には、問診票に吃音を明記した項目を加えるなどの改善を行うべきであると考えます。

また、県内の一部の市町村の問診票には、どもりといった、テレビや新聞では使われない差別的な言葉が使われています。この部分も改善の必要があります。

そして、3歳児健康診査において吃音である疑いが発見された場合には、各市町村は、保護者に対し、吃音の理解促進を図るリーフレットを配付の上、専門機関を紹介するなど、当事者、保護者に寄り添った対応に尽力していただきたいと思えます。

そこで質問ですが、1点目として、県として、県内市町村の3歳児健診問診票への吃音項目の明記と、どもりという表現の改善を働きかけていただきたいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、吃音の疑いがある幼児への対応について、県内には、医療機関につながる前の相談窓口があるのでしょうか。また、県内の各児童発達支援センターで吃音に関する相談は可能なのでしょうか。そして、現在、センターには言語聴覚士が在籍しているのでしょうか。いない場合は配置すべきと考えますが、以上2点について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

次に、小中高校における吃音への理解促進についてお尋ねをいたします。

幼児吃音臨床ガイドライン第1版(2021)には、「吃音の相談を担当する言語聴覚士や教員は、親子に最適な助言指導を与えることができるよう最新の情報を得るための研鑽を積んでほしい。」と

いう記載があります。

この最新の情報に関連して、2023年末に全国言友会連絡協議会が「先生たちに知ってほしい吃音のこと」というリーフレットと動画を作成しています。

千葉県教育委員会では、今月、県立高校の全ての特別支援教育コーディネーターにこのリーフレットを配付し、研修会を行うことを明らかにしています。また、千葉県松戸市においても、8月に市立小中高の特別支援教育コーディネーターにこのリーフレットを配付されたと伺っています。

そこで質問ですが、本県においても、特別支援教育コーディネーターにリーフレットの配付及び動画を紹介し、吃音に関する研修会を開催すべきと考えますが、教育長の見解をお答えください。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 吃音については、幼児期の適切な時期から、保護者に対し、日常の対応方法について助言したり、必要に応じて専門機関への相談を促すといった支援が重要だと考えています。

まず、1点目の3歳児問診票への吃音を確認する項目の明記と、どもりという表現の改善についてお答えします。

一般的に、3歳となると言葉の発達が進み、社会性が発達してきます。子供の発話については、家族の関心が高く、不安も大きいことから、現在、市町村では、3歳児健診時の面接で、語彙の獲得や発音などの言葉全般に関する悩みがないか、確認を行っています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、現時点では、3歳児健診の問診票に吃音の項目を設けて状況を確認している市町村は熊本市のみです。そこで、熊本市以外の市町村に対しても、問診票への吃音の明記と、その説明にどもりという表現を使

用せず、より分かりやすい解釈を加えるよう働きかけていきたいと考えています。

次に、2点目の吃音についての相談窓口と児童発達支援センターへの言語聴覚士の配置についてお答えします。

まず、吃音の相談に関しては、県が障害保健福祉圏域ごとに指定している児童発達支援センターが対応しており、療育サービスの利用に関する助言や必要に応じて医療機関につなげるなどの支援を行っています。

また、これらのセンターの約半数には言語聴覚士が在籍していますが、在籍していないセンターにおいても、地域で療育を行う事業所や医療機関に勤務する言語聴覚士と連携して対応するなど、各圏域単位で吃音に関する専門的な支援を行う体制を整備しています。

引き続き、市町村や医療機関などと連携し、子育てにおける吃音への理解促進を図ることにより、御家族の心情に寄り添いながら、子供が健やかに育ち、安心して暮らすことのできる体制の強化に取り組んでまいります。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県教育委員会におきましては、現在、特別支援学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、小中学校、高等学校等からの吃音に係る相談に適宜対応するとともに、児童生徒への配慮や支援等について助言等を行っています。

議員御紹介のリーフレットや動画につきましては、9月19日に実施いたしました特別支援教育コーディネーターによる情報交換会において、相談対応に活用するよう周知したところでございます。

今後は、小中学校、高等学校等に配置する特別支援教育コーディネーターに対しましても、会議

や研修等の機会を捉えて資料等を紹介したいと思います。あわせて、吃音の症状や正しい接し方などについて理解啓発に取り組むことで、吃音のある児童生徒の学びを支える体制を整えてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 3歳児健診票への吃音の明記と、どもりの記載の見直しを働きかけるという答弁でございますので、ぜひよろしく願い申し上げたいと思います。

言語聴覚士の配置など、吃音の相談体制の充実につきましても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

教育長からも答弁いただきましたけれども、やはり吃音に対する社会的な理解の促進、これがないと、子供さんのときは、やっぱり不登校で学校に行けなかったというお話もよく聞きますし、職場でもやっぱり言葉が出せないのを上司から怒られたり、そういった問題も聞いております。そういったところも含めまして、これから既存の問題にしっかりと取組を進めていただきたいと思います。

これで私が準備した質問は終わりました。

知事とこれからも一定の距離感を保ちながら、県政の発展に向けて、私も努力をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願い申しあげまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山口裕君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時13分開議

○副議長(高木健次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

堤泰之君。

〔堤泰之君登壇〕(拍手)

○堤泰之君 熊本市第一選挙区選出・自由民主党・堤泰之です。

初めに、1月の大地震に続き、石川・能登の洪水被害で亡くなられた方々に、再びになりますが、深くお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

ちょうど先月、地方制度研究会の13名の議員とともに、能登半島地震の現状視察と復旧ボランティアに行ってきたところでした。現地はまだまだ大変な状況で、私が行った輪島は、まだ公費解体が10%程度しか進んでいない状況でありました。そんな中で、今回の記録的な大雨により、再び道路が寸断され、死者が出てしまいました。被災地の方々の御無事と復旧に心から尽力されることを願っております。

今回、3回目、木村知事へは初めての質問になります。

時間配分が、欲張ってぎりぎりになってしまいました。早口での質問になり、お聞き苦しいことがあるかもしれませんが、簡潔な質問に努めますので、執行部の皆様も、明快な回答をどうぞよろしく願いいたします。

通告どおり、最初の質問に入らせていただきます。

こどもまんなか熊本・実現計画について。

知事は、マニフェストの中で「安心して結婚・出産・子育てできる社会を実現!」「新時代はこども・若者がキラキラ輝く熊本」を目指すことを挙げておられます。

近年の子ども・子育て支援制度拡充の背景、趣旨として、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子供の育ちをめぐる環境が大き

く変化し、国や地域を挙げて、子供、子育てへの支援を強化する必要があることが挙げられています。

国のこどもまんなか実行計画には、子供、若者を権利の主体として改めて定義した上で、大きく2つのコンセプトがあります。1つは、障害や家庭環境にかかわらず、全ての子供たちが幸せに成長すること、もう一つは、子育ての当事者に経済的基盤が確保され、子育てに伴う夢や喜びを実感できる社会環境を実現して少子化を克服することだと言えます。

少子化は、地方にとって最大の課題、日本の存亡に関わる問題です。こどもまんなか熊本の実現は、結果として少子化、人口減少の流れを大きく変えるとともに、地域を担う人材を社会全体で育み、日本の未来を確かなものにします。

そこで、木村知事に質問いたします。

こどもまんなか熊本・実現計画の今年度中の計画策定に向けて、現在は中間整理の時期だと聞いています。今の進捗状況を教えてください。

また、7月30日に、昨年実施した熊本県子どもの生活に関する実態調査の結果が公表され、その中で、子育て世代の所得向上をはじめとした経済基盤の安定と保護者を主に大人が子供と関わることの重要性が確認されました。

このアンケート結果やこれまでの議論を受けて、知事のこどもまんなか実現への決意をお聞かせください。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 堤議員から御質問いただきました。

まず、こどもまんなか熊本・実現計画策定の進捗状況についてお答え申し上げます。

5月に、私をトップとした全庁横断組織であります「こどもまんなか熊本」推進本部を設置し、

その下部組織である幹事会ですとか、出向していくタイプのこども未来創造会議、または庁内の若手職員で構成するこどもまんなか応援団との対話会を開催しまして、計画の内容を検討してまいりました。

その内容について、推進本部から有識者で構成する熊本県子ども・子育て会議に意見を求めまして、6月から3回にわたり、計画内容の審議が行われました。

審議の中では、有識者それぞれのお立場から、全ての子供、若者が幸せに暮らし、成長できるようにすることを重んじること、県民が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにすることを大切にすべきといった御意見をいただきました。

今月6日に開催した第3回会議において、計画の中間整理案について議論していただいたところでございます。この中間整理の内容を今定例会中の常任委員会において御報告いたしますが、今後は、パブリックコメントや座談会型のこども未来創造会議を実施し、そこでいただいた御意見なども反映しながら、今年度中に具体施策も含めた全体計画をつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、こどもまんなか熊本の実現に向けての私の決意についてお答え申し上げます。

御質問の中でも触れていただきました、昨年度実施した子どもの生活に関する実態調査、その結果によりますと、議員御指摘のとおり、世帯の経済状況と子供の生活習慣、学習習慣、社会性にやはり一定の関係性が見られました。また、子供との会話の頻度など、保護者と子供との関わりが大きいほど、子供が将来に向かって努力する意識が高くなるというのも分かりました。

これらの調査結果を踏まえ、改めて、全ての子

供、若者が自らを大切にされていると感じながら、幸せに暮らし、成長することが大切だと実感しております。また、そのためにも、それを支える家庭を支援することも重要だと考えております。

こうした考えの下、まずは幼児保育、幼児教育の質の向上、そして安心、安全に過ごせる学校づくりなど、子供、若者本人への支援を行ってまいります。

また、家庭への支援として、結婚後、出産後、子育て中も働き続けたいと思えるよう、まずは県庁が率先して働き方改革や女性活躍の推進を行ってまいります。その上で、企業や団体に安心して働ける職場環境づくりの実現を訴えかけてまいります。

また、困難を抱えやすい独り親家庭などにもしっかりと寄り添い、県民の皆様が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる熊本をつくってまいりたいと考えております。

さらには、子供や若者、子育て当事者が幸せになるためには、そうした方々を支援する人たちも、また幸せでなくてはなりません。子供や若者、子育て当事者を支援する方々が笑顔で接することができるよう、幼児教育、保育を担う方々の人材育成や支援をしっかりと進めてまいります。

これらの私の考えを計画に盛り込み、市町村や企業、団体とも連携しながら、私が先頭に立って取組を進めてまいります。そして、子供、若者がきらきら輝き、県民が家庭や子育てに対して夢を持つこどもまんなか熊本をオール熊本で実現してまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 知事、丁寧な答弁、誠にありがとうございました。

知事自らをトップとして、全庁体制で「こども

まんなか」推進本部を設置され、熊本で子供に関わる全ての方々が大きな期待をされていると感じます。

今回の県民アンケートは、中学生以上が対象でしたが、私は、幼少期の環境や経験は、人間の一生にとって大変重要だと考えています。

先日、私が所属している公益社団法人熊本法人会の小学生向けの租税教育事業で、県議会の議場見学をさせていただきました。その節は、議会事務局の皆さんや広報の方々には大変お世話になりました。その議会見学の中で、司会者から子供たちに、県議会に対して何か質問がありますかという場面がありました。小学校4年生から6年生の質問で、何が一番多い質問だったかというのと、何で小学校から遊具が次々となくなっていくの、いつになったら新しい遊具が来るの、早くしないと小学校を卒業してしまうよというものでした。子供が子供らしく生きることができる社会を本気で実現したいと心底思いました。

子供のときに幸せになれなかった子が、簡単に大人になって幸せになれるのでしょうか。そして、幸せを実感できない人間が、結婚、出産して人を幸せにできるのでしょうか。次世代が幸せに生きる未来のために、こどもまんなか熊本・実現計画が一人でも多くの人間の幸せを生み出し、熊本の幸せの連鎖をつくっていただくことを願い、次の質問に行かせていただきます。

奨学金返済制度について。

育英資金の現状と課題について、まず質問させていただきます。

教育長に質問いたします。

昨年9月の一般質問において、県育英資金の現状と対応について質問させていただきましたが、県教育委員会におかれましては、本年1月に、高校時に育英資金制度を利用した高校生や保護者に

対してアンケートを実施していただき、誠にありがとうございました。その中で、過半数の方が借りてよかったと回答している一方、1月時点で滞納している返還者の給付時の使用用途として、4割が生活費と回答しており、育英資金を借りなかったほうがよかったと回答した返還者の中には、返還額が多く、現在の生活や結婚に影響を及ぼしていると答えている方もいらっしゃいます。

現在、高等学校等就学支援金制度が拡充され、高校生を持つ8割の世帯が、実質高等学校授業料無償化される中で、育英資金の一部が家庭の生活に消費されて、子供にまで貧困の連鎖が発生することはあってはならないことです。

学生本人のためにならない奨学金の利用には、子供アドボカシーの観点からも、何らかの手だてを講じるべきだと考えています。

次に、大学進学ของ育英資金についても、2020年から、国の高等教育の修学支援制度により、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯に対して、授業料、入学金の免除や減額、給付型奨学金の支給制度が設けられました。

一方で、共働きの増加や社会保険の加入拡大の影響もあり、所得制限で育英資金の審査に及ばず、学費を有利子のローンで負担する世帯も多く存在します。私は、そういった中間所得層の世帯からも無利息の育英資金を利用したいという声を聞いています。国の制度が変わり、社会状況が変化する中で、県育英資金の在り方も変わってくると思います。

本来、奨学金制度は、家庭の生活支援のためではなく、子供たちの夢をかなえ、未来を開くためにあるはずです。県として、今回のアンケート結果を踏まえて、今後奨学金制度についてどのように運営していくか、教育長にお尋ねいたします。

次に、熊本県の奨学金返還等支援制度、くま活

サポートについて質問いたします。

国は、少子高齢化の進行の中で、東京圏への一極集中の軽減を図り、地方からの人口流出の対策として、1自治体の奨学金返還支援に係る経費について、年間1億円を上限に、最大50%を特別交付税措置しています。

令和5年度時点で、全国の42都道府県、717の市町村が奨学金返還等支援に取り組んでおり、本県も、奨学金返還等支援制度、くま活サポートを創設し、地元企業と協力して、若者に対して、奨学金の返済や赴任費用等の支援を行っています。

現在、くま活サポートの奨学金支援枠は、4年制大学卒、大学院卒合わせて年間110名となっています。制度発足から6年近くが過ぎましたが、直近となる昨年度に就職した学生のうち、本制度の登録者は185名、そこからの登録企業への就職者数は47名となっており、奨学金支援枠に対して制度利用者は42.7%にとどまります。これは、県内就職率の向上を目指す本県として、非常にもったいない数字ではないかと思っています。

先ほど触れました教育委員会が行ったアンケートでも、奨学金の返還支援があるなら熊本県内に就職したいという回答が76%に上っていますが、くま活サポートの対象となる4年制大学進学者は、アンケートに回答した県育英資金利用者の3割にとどまります。

他県の事例を見ると、専門学校や短大卒者にも門戸を開いている県も多くあります。平成31年3月議会の高野洋介議員の短大、専門学校卒者への募集枠拡大の質問に対して、当時の山川企画振興部長は、今後の対象者拡大について、支援制度の利用状況や県内企業等のニーズを踏まえて検討すると答弁されました。

現在、県内の企業は、少子化と併せて、TSMCの進出による急速な人的需要の高まりなどによ

り、業種を問わず、人材獲得に非常に苦労しています。県内の優良企業においても、大卒、専門学校卒、高卒にかかわらず、新規雇用が極めて厳しい状況が続くと見られています。

奨学金返還支援制度対象を拡大すれば、より多く熊本県に就職したいという学生のニーズを捉えることができると考えますが、今後の対象の拡大についてどうお考えか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 育英資金の現状と課題についてお答えいたします。

県教育委員会では、育英資金の利用実態等を把握するため、1月から2か月間、返還中の約4,000人にアンケートを実施し、約260人から回答を得ました。

その結果、議員御指摘のように、回答者の約半数が借りてよかったとしている一方で、一部の方については、育英資金の使用用途として生活費という回答があったほか、卒業後も、返還金が結婚や生活に影響を及ぼしているという実態が確認されました。

そのため、育英資金の貸与時に、借主である生徒本人及び連帯保証人である保護者等に対し、育英資金の目的を再度徹底するとともに、貸与時の意思確認を丁寧に行うことが必要と考えています。

県教育委員会といたしましては、経済的理由により就学困難な学生または生徒等に対し、教育の機会均等を図るという育英資金の目的を実現するため、引き続き適正な運用を図ってまいります。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 熊本県奨学金返還等支援制度、くま活サポートについてお答えいたします。

本制度は、県内企業の将来の中核を担う人材の確保や若者の県内就職定着を目的に、県内企業と協力しながら、奨学金返還等を支援するものです。

議員御指摘の支援対象者については、将来的に幹部として県内企業を牽引し、ひいては本県の産業を末永く支えていただくことが期待される若者をターゲットとして、県内企業へのアンケート結果を踏まえながら、大学卒業者や大学院修了者としています。

なお、このような奨学金返還支援制度は、全国の都道府県の約9割が実施をしており、愛媛県や福島県では、本県と同様に大学卒業生等に対象を限定し、石川県や富山県では、さらに理系大学に限るなど、各県で目的に応じた様々な運用がなされています。

本県では、平成30年度の運用開始以降、本制度に賛同し活用している企業は、初年度の57社から、直近の令和5年度では107社まで増加をいたしました。

本制度を活用した企業からは、将来の活躍が期待できる人材の確保につながったですとか、学生が就職先を決定する上で本制度が選択肢の一つになっているとの声をいただいております。また、本制度を活用した就職者数が4年間で169人に上っており、一定の成果が得られているものと考えています。

ただし、議員御指摘のとおり、就職者数は当初想定の4割程度にとどまっており、これを高めていくには、企業、学生双方の登録者数のさらなる増加が必要であると認識をしています。

登録企業の増加に向け、本県産業の強みである半導体、自動車関連産業、そして、ライフサイエンス分野を中心とした新たな産業創出を目指すUXプロジェクトに御貢献いただける人材の確保の

観点からも、それらに関連する企業を中心に、直接登録の働きかけを行います。

また、学生の登録者の増加については、これまでの県内大学や本県と就職支援協定を締結している首都圏、関西圏などの大学に加えて、今年度から新たに、九州各県の大学にも対象を広げて周知に取り組んでまいります。

県では、先月「くまもとで働こう」推進本部を立ち上げ、各産業の人材育成、確保を図るため、関係部局で課題共有や連携体制を構築して、課題解決に向けた取組を推進していくこととしています。

県内企業の皆様の声をしっかりと伺いながら、この推進本部での取組の方向性も踏まえ、本県の実情に応じた支援対象者の範囲を検討してまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 御答弁ありがとうございます。

現在行われております自民党総裁選においても、金沢市で行われた公開討論会の中で、奨学金の返済負担の軽減を含めた教育の充実をめぐり、意見が交わされました。

これから教育費負担の軽減の流れは加速するかもしれませんが、既に奨学金を借りて人生に影響を受けている方々がいることを忘れてはなりません。大切なのは、学生本人の人生です。奨学金の対応に関しては、本人の意思をくれぐれも尊重することをお願いいたします。

また、くま活サポートにつきましては、商工労働部長より、制度趣旨として、県内企業の将来の中核を担う人材等の確保を目的にというお言葉がありました。県内企業の中核を担っているのは、大学卒、大学院卒の人材だけではありません。

昨年10月に、私の母校である専修学校熊本YM

CA学院建築科の大同窓会がありました。その参加者の中には、県内の主要な建築設計事務所の所長や建設会社の部長などの姿も多くありました。それぞれ熊本地震や県南水害の復旧でも活躍された方々です。

半導体関連産業の人材確保が県の課題であることは重々承知しておりますが、それ以外の産業も人材不足が慢性化している点は、おろそかにしないでいただきたい。

学生登録者数の増加に努めていただきますとともに、企業側の努力も大切ですが、採用募集しても応募自体がないという県内企業の切実な声もしっかり拾い上げていただくことをお願いいたします。

次に、重要土地等調査法の周知についてです。

近年、台湾有事の懸念をはじめ、日本周辺の国際情勢はますます厳しさを増しています。しかし、日本の安全、良好な環境が注目され、円安の進行も重なって、海外の個人、法人が国内の土地などを購入する例が増えております。

しかし、そもそも外国人が我が国の重要な施設、自衛隊、海上保安庁、発電所、港湾などの周辺の土地を買っていくことはあってはならないことです。国境離島やこういった防衛関係施設周辺の土地の所有、利用をめぐることは、かねてから安全保障上の懸念が示されてきました。

そういった中で、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、いわゆる重要土地等調査法案が令和4年9月20日に全面施行されました。

熊本県においても、昨年12月に、高遊原分屯地や熊本空港などの周辺が注視区域に、健軍駐屯地、北熊本駐屯地、えびの送信所を中心とした周囲おおむね1キロの区域が特別注視区域として指定されました。

これにより、注視区域などの土地の利用状況を国が調査するとともに、特別注視区域内にある200平米以上の土地などの売買、贈与等の契約を締結する場合には、売主と買主双方は、売買の相手方や利用目的などを内閣総理大臣に届け出る義務が生じます。これに違反した場合には、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金という厳しい罰則規定が設けられました。

県は、ホームページ及び昨年12月28日付の「県からのたより」で、県内に注視区域及び特別注視区域が指定されたことを告知されました。しかし、その範囲については、区域内に在住する住民をはじめ、ほとんどの県民が認識していないのではないかと思います。

そこで、企画振興部長にお尋ねいたします。

県として、改めて県民に対する法令の周知を行う予定はございますでしょうか。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、防衛関係施設等及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的に、令和4年9月、重要土地等調査法が全面施行されました。

この法律により、政府が、安全保障の観点から、重要な土地等の所有、利用の実態を的確に調査すること、そして、調査の結果、仮に土地等の不適切な利用実態が明らかになった場合には、その不適切な利用行為を規制することが可能となっております。

法律の趣旨や区域指定、特別注視区域に関する届出制度の周知については、法律を所掌する内閣府が行うものとされていますが、内閣府から、住民生活に密着した業務を行う地方公共団体においても、制度等の周知について、可能な範囲で協力するよう依頼がなされているところです。

県としましても、法律の趣旨や県内における特別注視区域及び注視区域の指定状況、特別注視区域に係る届出制度について、県民の皆様に御理解いただくことは大変重要であると考えております。

議員御紹介のとおり、県では、昨年12月に告示された県内の区域指定に合わせて、県ホームページ及び広報紙「県からのたより」に記事を掲載し、県民への周知を図ったところです。

今後も、県の各種広報ツールを活用した周知を行うとともに、土地関係施策についての広報活動を全国一斉に行う10月の土地月間に、土地取引に関わられている県内の宅地建物取引業者や司法書士の方々に対して、法律の趣旨や県内における区域指定状況、届出制度を改めてお知らせするなど、より一層の周知に取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 2024年3月25日の参議院予算委員会において、中田宏参議院議員の指定区域内の土地取引の規制を求める質問に対して、岸田総理は、土地取得そのものの規制を求める声があることを政府としても十分承知しており、土地の利用実態把握を着実に進めた上で、法で規定してある施行5年後の見直しの際、見直し規定等も念頭に、さらなる政策対応の検討を進めたいと述べています。

陸上自衛隊西部方面総監部がある健軍駐屯地周辺には、多くのマンションやスーパーが立ち並びます。こういった地域に取引規制がかかれば、県民の生活への影響は大きいと思います。

諸外国のほとんどは、外国人による不動産の売買や使用に規制をかけています。海外からの移住が急増している本県としても、規定見直しと外国人による不動産の取得や使用を注視していく必要があると考えます。

次に、熊本都市計画区域マスタープランの見直しの進捗状況とポイントについて質問させていただきます。

昨年9月の定例会でも質問させていただきましたが、10年に1度とされる熊本都市計画区域マスタープランの見直しが来年度予定されています。この1年の間に熊本都市圏の状況は大きく変わりました。JASM第2工場の建設が決定し、木村知事が第3工場誘致への意欲を示されました。

その一方で、さらなる交通渋滞の悪化や周辺土地の極端に高額な取引が発生するなど、新規の道路、工場用地需要は高まり、既に熊本都市計画区域内に多くの地区計画による工業団地の計画が決定しております。

しかし、それでも工業団地等に進出することができない国内外の中小のサプライヤーが、まだまだ多数存在することも事実です。こういった事業者が、熊本都市計画区域に隣接するエリアに無秩序に立地し、住環境の悪化やさらなる渋滞を招くことを私は懸念しております。

県民の幸福量の最大のために、まさに大きな視点でマスタープランのデザインが県に求められているときだと思えます。

昨年の私の質問に対し、県から、人口の推移や土地利用の状況等を分析し、適切な市街化区域の規模を算出する手法等を検討し、住民代表等から成る委員会で、次期マスタープランに示す都市の将来像や都市計画の方針などを検討するとの答弁をいただきましたが、現在の進捗状況と見直しのポイントはどうなっているのでしょうか。

土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 都市計画区域マスタープランは、都市の将来像やその実現に向けた道筋を明らかにするものです。

熊本都市計画区域においては、平成27年度に見直しを行っていますが、その後、熊本地震の発生やTSMCの進出など、大きな社会情勢の変化も踏まえ、来年度の見直しを目標に検討を進めています。

また、議員御指摘のとおり、半導体関連企業の立地や住宅開発は、熊本都市計画区域の周辺にも及んでおり、農林漁業との調和や計画的なまちづくりへの影響が懸念されます。

そのため、隣接する菊池及び大津都市計画区域においても予定を前倒しして、今年度からマスタープランの見直しを行うこととしており、広域的な課題の調整を図りながら検討を進めているところです。

まず、熊本都市計画区域マスタープラン見直しの現在の進捗状況についてお答えします。

1点目として、人口の推移や土地利用状況については、主に北東部や南部の市街化調整区域において、宅地開発や企業立地が進み、市街地が拡大傾向にあることを確認しています。

2点目として、適切な市街地規模については、その算定基礎となるおおむね10年後の人口及び産業規模の見直しを作成し、国と協議を行っているところです。

3点目として、都市の将来像や都市計画の方針等については、有識者等で構成する検討委員会の意見を伺いながら、コンセプトや目標を取りまとめ、8月にパブリックコメントを実施しています。

次に、見直しのポイントについてお答えします。

熊本都市計画区域においては、現在の人口が令和2年度の国勢調査に基づく国の推計値を大きく上回っているため、より実態に即した人口推計を用いることとしています。

また、急速な土地利用の進展に伴い、既に、交通渋滞の悪化など深刻な影響が生じています。そのため、土地利用や道路、下水道などの都市施設、土地区画整理事業など、主要な都市計画の方針については、都市施設の整備状況も踏まえ、将来の人口や企業集積に適切に対応できるものとする必要があります。

さらに、検討委員会では、頻発化、激甚化する自然災害への対応や、道路や公共交通ネットワークの強化などについての意見をいただきました。

これらを踏まえ、見直しの方向性として、都市防災の強化、半導体関連企業の集積への対応、持続可能なまちづくりの3つを掲げ、豊かな自然と歴史を生かし、誰もが安心して暮らせる持続可能で活力あるエココンパクトな都市づくりというコンセプトを提案しています。

引き続き、都市の将来像の実現に向けた主要な都市計画の方針等について検討を進め、年度内を目途にマスタープランの原案を取りまとめる予定です。

熊本都市計画区域の健全な発展と秩序ある整備が図れるよう、地域の実情に即した都市計画区域マスタープランを策定し、関係する市町としっかりと連携を図りながら、都市づくりを進めてまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 現在のTSMC進出による影響は、進出決定前には誰も予想し得なかったことであり、人口変化が国の推計値を大きく超えるのも致し方ないことだと思います。そのような中、必死で諸問題に前向きに対応されている県執行部をはじめ職員の皆様には、改めて深く敬意を表します。

菊池や大津地域においてもマスタープランの見直しが進んでいることを知り、少し安心しました

が、新生シリコンアイランド九州構想が成功すればするほど、中心となる地域の人口の増加や流通の拡大は予想が難しいと思います。

国との協議においては、地方では前例のない経済圏の拡大を念頭に協議を行ってほしいと思います。見直しのコンセプトにうたわれるように、地域の豊かな自然と歴史を大切に、住民の方々が安心、快適に暮らすことができるまちづくりが成功することを願って、今後のマスタープランの進捗を見守らせていただきます。

続いて、熊本県空き家バンクプラットフォームについて御質問させていただきます。

総務省の令和5年住宅・土地統計調査によると、全国の総住宅数のうち空き家は900万戸と、2018年の849万戸と比べ51万戸の増加で、過去最多となっております。県の2023年の空き家率は15.0%で、2018年の13.8%から1.2%増加しております。中でも、賃貸・売却用及び二次的住宅、別荘を除く空き家は7.7%で、全国平均の5.9%より1.8%も多い状態です。

未利用の空き家が増加する中、令和6年6月時点で、県内45市町村中41市町村が空き家バンク制度を取り入れており、県外からの移住、定住促進の取組をされています。令和6年度4月時点で、県内に不動産の取引を担う宅地建物取引業者が存在しない町村が10町村あり、空き家バンクは、移住者数の増加を図るだけでなく、過疎地の空き家解消にも一定の成果を上げています。

しかし、限られた職員さんで住民サービスを行う市町村において、不動産取引という専門性の高い業務に関わることは、決して小さな負担ではありません。県は、令和5年4月1日より、県内市町村の空き家情報を集約し、移住希望者が広域的、横断的に空き家情報を検索できる空き家バンクプラットフォームを開設しています。これには

40市町村の空き家バンクが参加しており、ほぼ全ての物件が、360度カメラでバーチャル内覧できる画期的で全国初のものであります。

私は、このプラットフォームは、熊本への移住希望者の道しるべとなるとともに、今後の参加市町村の空き家バンク運営の助けになるものだと思います。

そこで、企画振興部長にお聞きいたします。

これまでの空き家の掲載状況や成約件数、そして空き家バンクプラットフォームのネットワークを生かした今後の移住・定住促進の取組についてお答えください。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 住まいの確保は、移住を希望する方が実際に移住先を選択する上で大変重要な要素です。

議員御紹介の空き家バンクプラットフォームは、県内市町村の空き家バンクに登録された情報を横断的に閲覧できるホームページです。移住を希望する方が住まいに関する情報を収集する際に、県内ほぼ全域の物件情報にワンストップでアクセスできるよう、本県独自に構築し、昨年4月に開設したものです。

現在では、県内40市町村が参加し、7月までに登録された総物件数は475件、同月末時点での掲載物件は247件になります。また、開設から本年2月までの11か月間で、空き家バンク全体で成約に至った物件数が236件あり、県内市町村が抱える空き家対策や本県への移住、定住の推進に一定の効果をもたらしているものと考えています。

なお、当サイトへのアクセス数も、昨年度は月平均6,400件超だったものが、今年度は8月までの5か月は平均8,000件を超え、徐々に認知度も向上しております。

県としましては、さらに移住者にとって利用し

やすい空き家バンクプラットフォームとするため、未参加の自治体に参加を呼びかけ、参加市町村には物件の更新を促すなど、掲載情報の充実を図るとともに、PRに努めてまいります。

加えて、関係部局と連携して、空き家対策の先進事例を紹介するセミナーを開催するなど、県内市町村の空き家活用につなげるための取組も支援してまいります。

今後も、空き家バンクをはじめとして、移住相談会等様々な場面で、各市町村としっかりと連携し、移住、定住の推進に取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 地方の過疎化と人口減少が課題となる中で、これからますます空き家バンクへの注目が高まってくると思われまます。健全な空き家活用のために、地域を熟知した専門家としっかりと連携を取っていただきたいと思ひます。

また、これからの課題は、特定空き家をはじめとした、管理者がはっきりしない空き家の解消だと感じています。本年4月から不動産相続登記が義務化されました。空き家解消のためには、法定相続人に積極的に相続登記を促すと同時に、場合によっては、固定資産税の納付者の開示等も必要な場面が出てくるかもしれません。県の空き家バンクプラットフォームの取組が、市町村の空き家活用、定住促進の核となることを期待いたします。

次に、藤崎台のクスノキ群の観光資源としての価値について質問させていただきます。

今年の夏も、全国高等学校野球選手権熊本大会がリブワーク藤崎台球場を中心に行われました。球場の外野席に目をやると、大きなクスノキ群が目を引きまます。球場の臨時駐車場からこのクスノキの森に入ると、その圧倒的な存在感に感動し、異世界に迷い込んできたかのような感覚になりま

す。

これは、大正13年に、熊本県22の国指定天然記念物の中で、最初に指定された7本のクスノキ群です。この地に、西暦935年に創建された藤崎八幡宮の鎮守の森として育成されました。

藤崎八幡宮の社殿は、1877年の西南戦争で焼失をいたしました。そのクスノキ群は、その後の太平洋戦争下の熊本大空襲でも焼失を免れました。2021年8月の大雨で一番大きなクスノキの枝が折れ、その内部から西南戦争の際に薩軍が使用したと思われる銃弾が発見されましたが、これは、西南戦争の籠城戦の実態を示す貴重な史料となっています。

樹齢1,000年を超える7本の巨樹がまとまって市街地にあるのは全国的にも極めて珍しく、最も太いクスノキを平成24年に環境省のマニュアルに従い測定したところ、幹回り18.5メートルから22.6メートルであることが確認されました。

近年、看板が新たなものに作り直され、海外からの観光客も増えています。ですが、観光の動線の表示や道路整備がなされていないため、よく観光客が地元の方に行き方を聞かれるそうです。

現在、地元一新校区の方々がクスノキ群顕彰保存会を結成され、藤崎台童園の職員さんなどと協力して、年に2度の清掃活動を行いながら、定期的な見守り活動を続けています。一新校区の方々にとっては、地元で藤崎八幡宮が鎮座されていた頃より大切に守り続けてきたクスノキ群です。

現在、クスノキ群に向かう道は閉鎖されていますが、今後は、観光の有力なコンテンツ、パワースポットとしても非常に有望だと思います。

そこで、観光戦略部長に御質問いたします。

藤崎台のクスノキ群の観光資源としての価値について、県としてどう捉えているか、お聞かせください。

〔観光戦略部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光戦略部長（倉光麻里子さん） 藤崎台の7本のクスノキ群は、議員御紹介のとおり、樹齢およそ1,000年と推定され、長年にわたり、鎮守の森として保護されてきました。大正13年には国の天然記念物にも指定されており、貴重な地域資源であると認識しております。

その一方で、令和3年8月の大雨により、藤崎台のクスノキ群に直径約1.5メートルの枝折れが発生し、その後の調査で、ほかにも落下のおそれがある枝枯れが確認されるなど、樹勢の衰退が明らかとなりました。

そこで、安全の確保を最優先に、現在、立入り規制を行うとともに、枝を特殊なロープで支えるケーブリングという手法を用いた樹木の保護に取り組んでいます。

今後は、クスノキの樹勢の維持、回復のために、土壌改良にも取り組んでいく予定です。現状では、安全に見学できるようになるまでに数年かかる見込みですが、この貴重な地域資源を後世に残していくために、引き続きしっかりと管理を行ってまいります。

さて、県内には多くの観光資源がありますが、その中には、寂心さんの樟や高森殿の杉、一心行の桜などの樹木もあり、それぞれに自然の美しさや歴史、文化を感じることができる場所として、多くの人々を魅了しています。

藤崎台のクスノキ群につきましても、周辺の安全が確保された後には、熊本市と連携し、熊本城周辺における観光資源としての価値や活用について研究してまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 観光戦略部長に御答弁いただきました。

ぜひ、藤崎台のクスノキ群が多くの人から愛さ

れる流れをつくっていただきたいと思ひます。

現在、天然記念物や文化財は、教育庁の所管となっています。今回、クスノキ群の観光推進と併せて、クスノキ群に向かう道路の整備を要望しましたが、財政的に厳しいということでした。

私は、観光分野において、多様な自然風土とそこから生まれた歴史、文化を持つことが熊本県の一番の強みだと思ひています。日本にしかない文化や自然が、これからの時代、国内外から評価される大きなポイントであり、地域の豊かさの指標ではないかと思ひます。

神武天皇即位より2,684年と言われます。日本ほど長い歴史を一つの民族により守ってきた国はほかにありません。その一方で、県教育庁においては、多くの施設管理を抱え、予算の優先度を上げていくのは難しい状況が続いています。

知事は、10月の組織改編の予定の中で、観光と文化、芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、観光文化部を新設される計画だとお聞きしております。永青文庫をはじめとした文化資源や藤崎台のクスノキ群のような天然記念物を保護するとともに、県として戦略的に観光資源として生かしていくための取組を、組織の枠を超えて進めていただくことをお願いいたします。

最後に、キャリア教育体制の構築について質問させていただきます。

一昨年的一般質問においても取り上げさせていただきましたキャリア教育について、改めて質問させていただきます。

先ほどの奨学金制度についての質問でも触れましたが、進展する少子高齢化の下で、県内企業を支える人材の不足は、さらに深刻になっています。また、現代の子供たちは、実社会に接する経験が少なく、社会を担う様々な職業と出会う機会が絶対的に少ない現実があります。子供たちの多

くは、実際に両親が働いているところを見たことすらなく、自分の将来のイメージが持てないまま進学します。今我々に必要なのは、子供たちと職業をつなぎ、地元で将来の自分の居場所を見つけてもらう機会をつくることです。

現在、県は、各高校が管理しているインターンシップ受入先や職業講話の実績がある企業の情報について、本県全体で共有することができる事業所情報検索データベースを開発し、高校のインターンシップ経験率の向上に努めていらっしゃいます。

しかし、普通高校におきましては、なかなかそこが伸びていないのではないかという印象があります。できれば、このようなデータベースを拡充して、各市町村の小中学校でも活用し、小学生から高校生までの間に、インターンシップ等の体験活動を積極的に行っていくことが重要だと思ひます。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査「地方における雇用創出一人材還流の可能性を探る一」によると、高校時代までに地元企業をよく知っていた県外居住者の出身市町村への愛着率は、全く知らなかったものに比べて35%高く、それがそのままUターン希望へとつながっていることが分かっています。

県は、令和2年度から5年度までを計画期間とする第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランの中で「児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるよう、産業界と連携してキャリア教育の充実を図り」「地域、社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成に努める」と、キャリア教育の充実をうたっています。しかし、ここ数年、コロナ禍の中で、産業界との連携には大変苦労されたと思ひます。

そこで、教育長に質問いたします。

第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランでのキャリア教育の成果と今後のキャリア教育の展望と産業界との連携についてお答えください。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) キャリア教育体制の構築についてお答えいたします。

県教育委員会では、第3期教育プランに基づき、児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身につけ、将来の自分の進路を描くことができるよう、産業界と連携してキャリア教育の充実に取り組んでいます。

まず、小学校においては、社会科見学の中で、地域の生産や販売などを行っている事業所等を理解する取組を行っています。

また、中学校では、毎年熊本労働局が作成する県内事業所約2,300社が掲載されたインターンシップ等受入れ可能事業所一覧を各学校に提供しておりまして、昨年度は、約8割の学校が地域の事業所等と連携協力して職場体験活動を行っています。

高等学校においては、キャリアサポーター等による就職支援やインターンシップの推進など、県内企業や産業を知る機会につながる取組を進めているところでございます。

その結果、第3期教育プラン策定当時、70.2%だった高校生のインターンシップを含む職業体験を行った割合は、昨年度には91.3%へと増加したところでございます。

また、今年度から新たに、普通科を含めた全県立高校において、インターンシップや産業実務家教員による授業、企業実習などを円滑に推進するための産学官との連携体制づくりに取り組んでいます。

議員御提案の高校生向け事業所情報検索データ

ベースの活用につきましては、小中学校等にも周知し、職業体験につながる学習活動の充実に努めてまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、地域や産学官と連携し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実を図るとともに、地域社会で活躍できる人材育成にしっかり取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 この数年で、タブレット端末の全小中学生への貸与やオンライン授業の普及など、教育現場の風景は大きく変わりました。恥ずかしながら、私の小学生の息子たちも、家に帰ってくるなり、タブレットにしがみついて離しません。私もユーチューブをたまに見ますが、動画の冒頭に、様々な商品や企業CMが流れます。若者たちにとっては、そういったCMの美しい企業イメージのほうがより身近なのかもしれません。

しかし、ネット動画では経験できないものもあります。子供の成長には、様々な体験が重要であり、その一つが、働く喜びを経験することです。

私は、友人たちと5年前から、くまもと未来のしごとフェスタという地域の職業体験事業を行っていますが、自分の能力や努力が形となり、人の役に立つものができること、自分の労働で人が喜び、笑顔になること、自分自身が社会の役に立つ存在であるということを確認すること、これを少しでも早い時期に子供たちに伝えることが大切だと気づかされました。どんなに給与の高い仕事でも、仕事には厳しさが伴います。働く喜びややりがいがないければ、なかなかそれは乗り越えられません。

子供たちに、この熊本にも働く喜びがある職場があることを伝え、自分の居場所は自ら選べるということを教育の現場でもぜひ教えていただきたい

と思います。

以上で7つの質問を終了いたしました。

今回は、私が20年以上関わってきました熊本の不動産に関することと、日頃活動しております子供に関するを中心に質問させていただきました。

話が変わりますが、現在の県の財政運営は、熊本地震、県南豪雨災害、新型コロナウイルス感染症対策などにより、もともと厳しい状況が予想されていたと思います。その上で、JASMI工場進出による待ったなしの対策を迫られる現在、国の支援が取れたとしても大変な状況でしょう。

私は、バブル崩壊後のいわゆる就職氷河期と呼ばれた時代に社会に出ました。当時は、ほとんどの同級生が望む仕事に就職できなかったばかりか、就職した後も、長期間給料は上がらず、新卒の後輩は入ってこず、長時間労働が続きました。50歳となる今年、同級生の3割は、まだ結婚していないと思います。結婚する自由、しない自由は選択可能な時代ではありますが、あの頃、政治が長期的な視点に立ち、積極的な雇用政策を実現できていれば、今の少子化はかなり違ったものになっていたのではないのでしょうか。

現在は、反対に、県内中小企業は人材不足で存亡の危機に立とうとしております。子供たちは大人から社会のことを学ぶ機会が減り、ネット世界以外に居場所を見いだせない子もいます。そういった存在は、今助けが必要です。現代の社会において、他者に先んじて投資を打たなければ、リターンが得られないというのは経営上の定石です。

執行部におかれましては、将来の熊本を担っていく人、企業、文化に対してしっかりと投資をしていただくことをお願いいたしまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（高木健次君） 以上で本日の一般質問は

終了いたしました。

明25日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時12分散会